

会報

第 108 号

国立大学協会

昭和 60 年 6 月

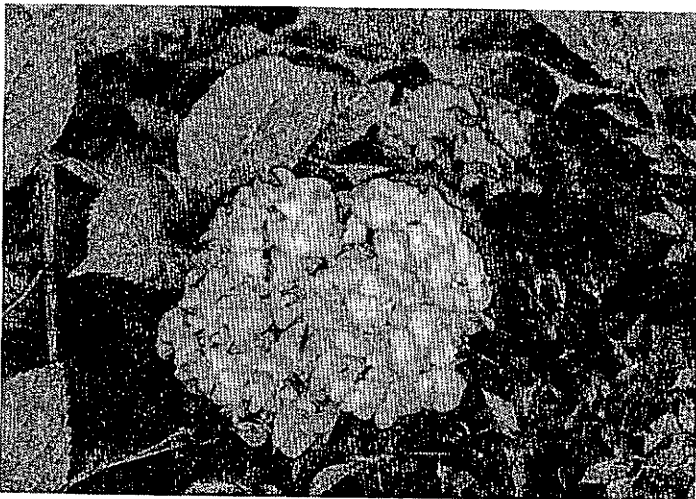
(第35卷第2号 通卷第108号)

会報

第108号

6
月
号

国立大学協会事務局



(紫陽花)

目 次

- エッセー
肩書きは百姓 東京水産大学長 天野 慶之 5
- 学長の国際交流
イギリス国大学学長の来日 第5常置委員会委員長 鈴木 幸壽 11
東京外国語大学長
- 就学年齢引き下げの問題 岩手大学人文科学部教授 大畑 荘一 74

事業報告

- 諸会議議事要録（1月～4月）

理事會（2.28）—————27

会務報告

（要望書の提出等について一勤労学生控除制度に関する要望書について、研究技術専門官制度に関する要望について、定年制度導入に伴う退職者の後補充の問題についての要望について／文部大臣との懇談について／臨時教育審議会からの意見陳述の要請について／共通第1次学力試験の実施について／イギリス国大学学長の招待について／特別会計制度協議会について／国大協宛要望書について）

協 議

役員・委員等改選手続について〔地区代表理事（世話人）の選出について／委員等選考役員会の設置について／所属希望常置委員会の照会について／常置委員会の教員委員の取扱いについて〕
昭和59年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について
昭和60年度国立大学協会会費について
昭和60年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
特別委員会委員の交代について
大学入試センター所長候補者の選考について
各委員会委員長報告と協議

第1常置委員会（2.27）—————36

小委員会の報告と協議
臨教審の問題について

第1常置委員会（4.12）—————39

小委員会の報告と協議

大学のあり方の検討小委員会（1.19）—————41

「大学の活動における諸問題」について
教養教育の問題について

大学のあり方の検討小委員会（4.6）—————45

報告書案の取りまとめについて

第2常置委員会 (2.23)	46
昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について	
大学入学者選抜方法の改善について	
「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について	
昭和60年度共通第1次学力試験の実施結果について	
第4常置委員会 (2.15)	50
研究技術専門官制度について	
次期委員長の選出について	
大型計算機センターの技官と技術専門官制度について	
第5常置委員会 (2.18)	52
昭和60年度の国際交流関係予算について	
昭和60年度の外国学長招致事業について	
ドイツ連邦共和国との大学長交流について	
アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて	
第6常置委員会 (1.23)	58
昭和60年度予算案について	
第6常置委員会 (4.26)	59
国立学校特別会計制度について	
授業料問題について	
医学教育に関する特別委員会 (2.19)	61
「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に対する意見について	
大学院問題特別委員会小委員会 (1.28)	64
旧設大学院の改善に関する報告書のまとめについて	
(第15回)入試改善特別委員会 (1.19)	68
中間報告案およびアンケート案の取りまとめについて	
(第16回)入試改善特別委員会 (2.26)	69
中間報告案およびアンケート案の取りまとめについて	
(第17回)入試改善特別委員会 (3.18)	71
大学入学者選抜方法の改善に関するアンケート案および参考資料について	
特別会計制度協議会 (1.24)	72
昭和60年度の予算について	
●諸 会 合 (昭和60年1月～4月末までの開催会議)	76

予 算 等

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出追加予算(案)	77
昭和60年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)	78

要望書及び資料

勤労学生控除制度について(要望)	79
昭和60年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について(通知)	79

そ の 他

学長等の異動	83
寄贈図書	84

肩書きは百姓

東京水産大学長 天野慶之

1

その一人は、島根県大原郡木次町で酪農を営んでおられる佐藤忠吉さんという50過ぎのお百姓さんで、キッカケは熊本のある集会の折、この佐藤さんが語られた体験談である。

私がきき耳をたてたのは、佐藤さんが「朝露で濡れた草は牛に与えない」という条りであった。そういう草は牛のからだによくないというのである。

その前後、野菜をはじめ、食物のなかの硝酸塩が食品衛生上の話題となっていて、たとえばホーレン草のなかに何千 ppm あるといった分析結果が取り沙汰されていた。これがヒトの消化管のなかで亜硝酸に還元され、同時に口にした魚肉などに含まれるアミンと結合してニトロソアミンができるといわれている。ニトロソアミンは、かなり強い発ガン性物質のひとつで、この化合物に限っての国際集会が毎年開かれているほどである。

もっとも亜硝酸だけ取り上げても、食物の中に含まれているのは好ましいことではなく、かなり古い話だが、アメリカで「ブルー・ベビー」という事件がおこり、それは特定の牛乳を与えられた乳児の皮膚が青色に変ったとする病徴で、しらべたところ、それら乳牛に食べさせた飼料のトウモロコシが多量の硝酸塩を含んでいたためとされた。

もちろん、硝酸の形のチツソは有毒ではないが、反芻胃の中では容易に亜硝酸態に還元されるので、そのまま乳として搾られる結果になる。その亜硝酸が赤ちゃんの血液のヘモグロビンと結合すると、ニトロソヘモグロビンになり、重篤な場合は酸素不足で死ぬような事態を招く。つまり、亜硝酸化されたヘモグロビンには酸素を運ぶ機能がないからだ。ちょっと手の込んだ経緯であるが、乳児の皮膚が青く見えたのは、ニトロソヘモグロビンのためなのである。

2

佐藤さんが云う、濡れた青草が硝酸塩が多かったのかどうか、確かめた訳ではないが、もともと植物の常在成分なのだから、草の種類や成育の状況によって含まれる硝酸塩の増減があって不思議はないが、自分の牛のために、そこまで気を遣っておられるところが印象に残ったのである。

その後、私は木次（キツギではなく、キスキと訓む）の佐藤さんを訪ねた。牛も、牛舎も、田んぼも見せて頂いた。農地は1ヘクタールほど、牛も20頭ていどの、ごくありきたりの経営規模であるが、ほかに共同で近くの山の斜面を使った放牧場もやっておられる。また、お仲間の酪農家の乳を集めて瓶やカートンに詰める処理場も経営しておられる。これは木次乳業という有限会社である。

この木次牛乳は高温短時間殺菌ではなく、これまでのパストリゼーションというか、65°C、30分ていどの低温滅菌であり、したがって冷蔵しないかぎり、永保ちはしない。それはとにかく、面白いのは、そのカートンボックスに印刷されている文言で、冒頭の「お母さんがたへ」という項に、「赤ちゃんにとって最高の食べものは母乳です。なるべく牛乳よりあなたの母乳をあげてください」とあることだ。小工場での出荷量には限りがあるから、流通範囲は広くないはずだが、京阪地区の消費者団体との直接交流で捌かれている様子である。

市販牛乳もいろいろで、たとえばロングライフというタイプは広域流通が可能で、大量に出回っているが、佐藤さんのような飼い方での、また木次乳業のような処理による牛乳は、また別のもので、消費者も定着したようだし、支持もふえているときいているので、なんとなく、ホッとしている。

3

平木場一美さん。お名前は、ちょっと女性を連想させそうだが、実物はゴツイ風采の、50いくつもの篤農家である。鹿児島県大口市は、川内から東へ入った、熊本県との境に近い位置にあり、近くを川内川が流れている。大口市といっても、平木場さんの住む宮人（ミヤヒト）地区は人家もマバラな、一口に云って平坦地である。



このお百姓との出会いは、これも何年か前になるが、山形県での会合で、おそろしく茎の長いイネを持参して、会場をあちこち歩いておられるので、私はそのイネに注目した。穂先まで伸ばすと1.5メートルちかくあったからだ。

ご本人の説明によると、そのイネはカオリ米であった。つまり、おコメに香気があるというわけだ。品種名は、どうも「万石」というらしいが、そのあたりは明確でなく、ごく最近、鹿児島県の農業試験場で、この種の特殊なイネの研究を始めたそうである。

平木場さんは父祖伝来の農家を継いでいるには違いないが、お若い頃は宮崎県で測候所勤務をされたそうで、お父さんが亡くなられて郷里へ戻り、跡を継いだという話であった。私は、或る年の2月にこの農家を訪ねた。入口の、長屋門のようなつくりの右手に牛の遊び場があったが、牛たちはどうしたことか、竹の葉を与えられていた。和牛が主で10頭ほどだが、平木場さんによると、こういう粗飼料でないと、牛糞からつくる堆肥の質が良くないという主張であった。俗にいう濃厚飼料のなかには、わけのわからぬ添加物が多くてよくないというのだ。牛舎のとなりが堆肥小屋であるが、ザッと50トンほどの堆肥が熟成中だった。

入口をくぐった左手が住居で、正面は仮設の機械置場になっていたが、そこには中古の発動機、トラクター、バインダーなどがならんでいた。器用な人で、古い機械に手を入れて、使いこなす特技があるようだ。

水田、畑で3.8ヘクタールほどで、畑作にはハダカムギ、コムギ、ナタネ、ゴボウ、ダイコン、サトイモ、ニンジン、イタリアンなどが主で、ナタネに力を入れているのは食用油を搾ることと、その搾り粕をフンダンに土に入れるためである。つまり、堆肥を含めて、有機質肥料を自給する趣旨でのナタネづくりということになる。

地力の維持に有機質のもろもろが大切なことはわかりきった話である。しかし、今の農民に堆肥づくりの労力を求めるのは無理だという風潮のなかで平木場さん、佐藤さんらの流儀がなんとなく、きわ立って見えるのは、かれ等が少数派だからであろう。

ところで、有機質投入による具体的効果のひとつに土壌の膨軟化があるが、その実例として平木場さんのゴボウ畑が挙げられる。私はその畑まで蹴²いて行った。表土がいくらか凍って、薄いベニヤ板のような状態であったが、彼は枯れた葉をたよりに、ゴボウの頭を探り当て、そこを掴んでイキナリ引張ったところ、驚いたことに片手で長ゴボウがスルスルと抜けてきたのである。

関東でも茨城などにゴボウ産地はあるが、その掘取りは難行苦行で、ゴボウの値段が高いのも、労賃が加算されているからだとおもうが、その労力を省くため、最近では、すべてトレンチャーによる掘取りが常法になっている。つまり、長いゴボウを折らずに、しかも片手で抜きとるなど想像もできないことなのである。

平木場さんは夫婦ふたりで4ヘクタールちかくをつくっているのだから、農業機械に頼っているのは確かだが、燃料にはそれなりの工夫をしている。近所の学校の給食用油の使い古しをゆずり受け、これに10~15%の灯油を混ぜたものを発動機やトラクターの燃料にしているのだ。だから平木場農場で耕耘が始まると、あたり一面天プラを揚げていような匂いに包まれることになるらしい。

私は昭和59年、同氏からカオリ米の種子をゆずり受け、少しばかり試作してみた。東京近辺では見馴れないイネなので、まわりのお百姓が出穂期にやって来て、物めずらし気であったが、滅多にない長稈種なので驚いたようだ。この人たちは、多収で、短稈の「日本晴」やら「コシヒカリ」などに執着しているのだから

ら無理もない。面白いことに、この品種は開花期にも、つまり花にも香りのあることであった。

4

金子美登（よしのり）さんは37歳で、3人のなかでは最年少、まだご両親もお達者である。彼のすむ埼玉県比企郡小川町には、槻川（ツキガワ）という、秩父山系の石灰質を含む水が流れ、手すき和紙、地酒、木工などのつくられている、時に関東の小京都ともよばれる、山7割平地3割の、静かな町である。

金子さんの経営規模は水田80、畑120、山林200各アール、お父さんが面倒をみておられる乳牛8頭、それにニワトリ100羽、ウサギ15羽、野菜は年間100種類以上つねに自給できる態勢にしてある。

彼の作物は米麦を含めて、野菜、牛乳に至るまで、彼と提携する10世帯に届けられ、月々お礼の形でお金を頂戴し、品目ごとの価格協定などはしていない。金額にして1軒月1.5～3万円だという。このほか、季節ごとの野菜を詰めた「一袋野菜」も用意して、近くの消費者20軒ほどに、月3回届けているが、これは上記10世帯の外である。

彼の実践から推算すると、その経営面積からして1軒を20アールで賄っていることになるので、日本全部の世帯数を2,000万とすると、 $\frac{1}{10}$ に当る200万戸の農家があれば十分養えることになる。現実には農家数は（兼業を含めて）500万であるから、1戸の農家が4世帯を受け持てば自給可能という目算が立つという。問題はどうか届けるかだ。

私が小川町下里のお宅を訪ねたのは、かれこれ10年前で、彼が多摩市にある農業者大学校を了えて間もなくであったが、目的はお祖母さんに昔話をきくためだった。住まいは槻川がちょうど屈折する処で、川向うの山の上を大群のカラスが声をあげて舞うのを見た。

その後、お祖母さんは90歳ちかくの高齢で亡くなられ、当時独身だった美登君は外国の農業を見に行ったり、結婚したりした。それまで両親と一緒にいた古い家の前に新居を建てて移り住み、あちこちから集ってくる農業志願の若者を預っ

て、研修をさせてもいる。

ところで、新しい家だが、彼の祖父母が植えておいてくれた、50年ものの杉、桧約100本を使って、30坪の2階建ができたのである。つまり、住居も自給したことになる。

このもくろみを先へ延長すると、いま苗木を植えておくと、50年後にはまた100本で別の30坪の新築ができることになる。金子さんの地方では、10アールに植林しておくと、間伐を経ておおよそ300本の成木がとれるそうで、したがって、50年後には3軒30坪の家が建つことになる勘定で、農業を50年、100年のサイクルで見ると、展望がグッと開けてくるというのである。

金子さんの、もうひとつの活動は自家育成の種子を皆で交換しようという試みである。それぞれ自分で確かめ育てたお得意の種子2種類を持つ農家が50軒集まれば100種になるわけで、あとは交換する場さえつくっておくことで、種子自給は可能だという考えである。事実、年2回ほど集って、各自、自慢の種子を持ち寄っているようで、私もコムギのタネを頒けてもらったことがある。

5

国大協会報の紙面を駄文で汚すことは、甚だ不本意であるが、執筆依頼がやや強硬で、内容はなんでもよろしいということで、やむなく受諾したものの、素材に迷いながらも締切に間に合わせたようなわけである。

本文が活字化すると間もなく、私は退任することになるので、この機会に過去5年半有余、いろいろとご指導を賜った国立大学長の諸先生方に厚く御礼を申し上げますと同時に、引続き東京水産大学へのご支援をお願いする次第である。

もしお読み頂けたとすると、本文が水産とはもとより、大学とも無縁の内容で、奇異に感ずる向きがあるかとおもうが、国立大学等につき、仮りに筆の赴くままに書くとすると、国立大学長の平均点を著しく下げる危惧も予測されるので、あえて無難な、しかしオリジナルなものにさせて頂いたわけである。

イギリス国大学学長の来日

第5常置委員会委員長 鈴木幸壽
東京外国語大学長

昭和50年度における国大協の「学長の国際交流」事業としては、イギリスから3名の学長を招聘することとし、これについて、文部省学術国際局国際教育文化課を介し、人選や来日の日程等につき折衝を重ねてきたが、その結果3名の学長および英国大学長委員会事務局長の来日を見た。

3名の学長名、専門分野、学歴、所属大学の概要は次の通りである。（別紙Ⅰ）

なお、滞日中の日程は下記の通りである。（別紙Ⅱ）

文部省訪問

昭和59年12月17日（月）14：30～14：50 事務次官表敬訪問

イギリス側；学長3名、学長委員会事務局長

日本側；大崎学術国際局長、植木審議官、堂山科学官、関係課長

イギリス側から日本の高等教育について以下の如き質問が出され、これらについて、それぞれ答えた。

- 1) 人材養成の観点から政策的に拡充を図ってきたのかどうか。例えば、工学部、医学部を重点的に扱ったのか。
- 2) 人文科学系の充実はどうなっているのか。
- 3) 産業界と大学との関係はどうか。産業界の求める人材と大学教育はマッチしているのか。
- 4) 生涯教育の観点から大学はどのように開放されているか。
- 5) 国立大学と私立大学の管理運営の違いはどうか。
- 6) 学生の経済的生活はどうなっているのか。

（以上文部省担当課提供による）

各大学訪問

以下は、学長一行が各大学を訪問された際の状況を記録した各訪問先大学からの報告である。

◇東京大学（別紙Ⅲ）

◇京都大学（別紙Ⅳ）

◇早稲田大学（別紙Ⅴ）

国大協主催懇談会（別紙Ⅵ）

来日学長の略歴及び滞日日程

(別紙1)

来日学長の略歴

Lord Flowers (ブライアン・H・フラワーズ, 60歳) ・ロンドン大学インペリアル・カレッジ・オブ・サイエンス・アンド・テクノロジー学長
・英国大学長委員会委員長

専門分野：核物理学, 数理論物理学, 理論物理学

教 育：ケンブリッジ大学 (修士)
バーミンガム大学 (博士)

職 歴：アングロ・カナディアン核エネルギー・プロジェクト参加, 核エネルギー・リサーチ・エスタブリッシュメント研究員, バーミンガム大学数理論物理学科, 核エネルギー・リサーチ・エスタブリッシュメント理論物理学課長, マンチェスター大学理論物理学教授を経て, 1973年から現職。

そ の 他：科学研究協議会会長, 王立環境公害委員会委員長, エネルギー環境常置委員会委員長, ロンドン大学医科歯科教育資源の未来に関する委員会委員長, 物理学協会会長, ヨーロッパ科学財団会長, 全国清浄空気学会会長などを務める。

大学の概要：1) 1907年創立, 在ロンドン市
2) 教員 640 人, 学生 4,574 人
3) 学部等 3 (理学, 地質・鉱山学, 工学)

Dr. Adam M. Neville (アダム・M・ネビル, 61歳) ・ダンディー大学長
・英国大学長委員会国際関係常置委員会委員長

専門分野：土木工学, 構造工学

教 育：ロンドン大学卒, 修士, 博士 (工学)

職 歴：サザンプトン大学講師, マンチェスター大学講師, ナイジェリアン・カレッジ・オブ・テクノロジー土木工学教授, カルガリー大学工学部長, スイス連邦科学技術研究所客員教授, リーズ大学土木工学部長を経て1978年から現職。

そ の 他：素材構造テスト・研究実験国際連盟恒久コンクリート委員会委員長, 石油開発研究所理事, カナダ政府コンクリート研究管理顧問, コンクリート学会会長, ヨーロッパ大学問題常設会議副議長などを務める。

大学の概要：1) 1881年創立, 在ダンディー市

2) 教員 426 人, 学生 3,594 人

3) 学部等 7 (医学・歯学, 理学, 法学, 工学・応用科学, 人文社会科学, 環境学, 石油・鉱物法研究センター)

Sir Edward W. Parkes (エドワード・W・パークス, 58歳) ・リーズ大学長

専門分野: 機械科学, 機械工学

教育: ケンブリッジ大学卒

ローヤル・エアクラフト・エスタブリッシュメント修士, 博士

職歴: ケンブリッジ大学講師, 同大学個人指導教師, スタンフォード大学客員教授, レスター大学工学部長, ケンブリッジ大学機械学教授, シティー大学長を経て, 1983年より現職。

その他: 前英国大学補助金委員会委員長

大学の概要: 1) 1904年創立, 在リーズ市

2) 教員 1,272 人, 学部生 9,265 人, 大学院生 1,557 人

3) 学部等 7 (人文科学, 経済・社会学, 教育学, 法学, 理学, 工学, 医学)

Mr. Brian H. Taylor (ブライアン・H・テイラー, 53歳) ・英国大学長委員会事務局長

教育: エセックス工業大学卒

職歴: ロンドン大学長私設秘書, 英国大学長委員会執行書記, ユニバーシティ・オーソリティーズ・パネル書記を経て1983年より現職。

(別紙Ⅱ)

滞 日 日 程

月 日	午 前	午 後	夜	宿 泊 先
12月16日(日)	06:55 (JL722) ネビル博士成田着	17:20 (JL422) 他4名成田着		ホテル・ニュー オータニ
12月17日(月)		12:30~14:10 英国大使主催昼食会 14:30~14:50 文部事務次官表敬 15:00~17:00 文部省との懇談 (6A会議室)	18:30~ 学術国際局長主催 晩餐会	"
12月18日(火)	10:00~13:30 東京大学訪問	14:24~17:17 (ひかり155) 東京—京都	19:00~ 京都大学長主催 夕食会	京都ロイヤル ホテル
12月19日(水)	10:00~13:00 京都大学訪問	13:00~ 市内文化財見学		"

12月20日 (木)	10:00~11:30 市内文化財見学	13:05~15:56 (ひかり162) 京都—東京	19:40~21:05 文楽観賞 (国立小劇場)	ホテル・ニュー オータニ
12月21日 (金)	10:00~13:30 早稲田大学訪問	14:00~15:30 日本学術振興会 16:10~18:00 国立大学協会との懇談	18:30~20:30 国立大学協会会長主催 レセプション	”
12月22日 (土)	帰国	準備 13:00 ネビル博士成田発		”
12月23日 (日)		12:00 (JL443) (パークス卿 テイラー氏) 成田発		
12月24日 (月)				
12月25日 (火)				
12月26日 (水)			22:30 (JL423) フラワーズ卿夫妻 成田発	

各大学の訪問視察の概況 (3大学)

(別紙Ⅲ)

◇東京大学

昭和59年12月18日 (火) 午前10時~午後1時30分

午前10時から総長室において、平野総長、森総長特別補佐(医学部教授)、嘉治総長特別補佐、舟久保国際交流委員会学生交流部会長(工学部教授)と約1時間半懇談を行った。

懇談内容は、東京大学の概要及び管理運営体制につき説明の後、管理運営上の諸問題、学生の卒業後の進路等につき質疑応答がなされた。

その後、約30分キャンパスを見学の後、東京大学懐徳館で昼食・懇談をし、午後1時30分京都旅行のため東京駅へ向かった。

なお、フラワーズ卿夫人は、総長表敬の後、都内を見学され、キャンパス見学に合流された。

(別紙Ⅳ)

◇京都大学

1. 日程

12月18日 (火)

17:17 京都着

19:00~21:00 総長招待夕食会（於 岡崎；つる家）

（出席者）沢田敏男総長夫妻，久保庭信一事務局長，西島安則国際交流委員会委員長（工学部教授）夫妻，巽友正理学部長夫妻，近藤良夫工学部長夫妻，George G. Hall 工学部教授夫妻，矢野暢東南アジア研究センター教授

12月19日（水）

10:00~11:15 総長表敬及び懇談（於 総長室）

（出席者）沢田総長，久保庭事務局長，加藤幹太学生部長，山田浩之経済学部長，牧二郎基礎物理学研究所長，岡田清工学部（土木）教授，横山俊夫人文科学研究所助教授，松村庶務部長

（Lady Flowers は，10:00~11:00 華道家元「池坊」見学）

11:15~12:00 附属図書館見学

12:00~13:00 総長招待昼食会（於 清風荘）

（出席者）総長表敬時出席者と同メンバー

13:20~16:30 市内文化施設見学

（相国寺，京都御所，金閣寺，龍安寺）

12月20日（木）

10:00~11:15 市内文化施設（平安神宮）見学及びショッピング

11:30~12:30 昼食（於 京都ロイヤルホテル）

（出席者）中川博次工学部（土木）教授，佐藤文隆基礎物理学研究所教授（各国際交流委員会委員）

13:05 京都発 東京へ

（以上全日程，奥野弘国際主幹同行）

2. 会談内容

12月19日午前10時からの総長室における会談内容は，次のとおりであった。

まず総長から，本学の沿革，概要，特に本学創設の経緯及び意義，その後の研究者の活動状況とその成果，本学の学風と学術界への寄与，影響等について紹介の後，国際学術交流の重要性と現状及び今後の方針等について説明が行われた。

この説明をうけて，フラワーズ学長から英国大学長委員会の活動状況及び英国大学の国際学術交流状況について紹介があり，また，東京大学と本学との我が国における学術研究機関としての相関関係に対し賛辞が述べられ，ひいては自国の大学においてもこのような機関間の関係の発展を期待する旨の発言があった後，具体的な事項に関し，各学長から以下の質問等があった。

フラワーズ学長からは，国立大学が大学外に及ぼす学術上の影響，大学間の研究協力関係，また，日英国際学術交流における研究者，学生相互交換の不均衡是正問題，交流の障害となる

言語、経費等の諸問題、さらに今後交流を盛んにするため教授等のスタッフ交換を進展させることについて、質問、提案等があった。

パークス学長からは、本学における国際学術交流の具体的内容について、その主体が学生交流或いは研究者交流、情報交換のいずれか、また、学生交流の場合の受入方法、入学後の日本語教育の実態、さらに研究者交流の重点的分野等について、ネビル学長からは、国立大学教育の海外渡航システム及び研究休暇の有無、渡航国の傾向等について、それぞれ質問があった。

これらの質問等に対し、総長から現状及び障害となる具体的事項について逐一応答があり、さらに今後「21世紀への留学生政策」の展望とその実現に当たり、英国大学長委員会の協力と理解が要請された。なお、同日昼食会においてもこれらの諸問題についてさらに具体的な意見の交換があった。

この会談に先立ち、前日総長招待夕食会を催したが、この席では、主に学術研究体制について両国の抱える諸問題について虚心に意見の交換があった。その他皇室のこと、特に天皇陛下の研究内容等についても話題となった。

また、12月20日の昼食会では関連研究者でもあり、本学の国際交流委員でもある二教官と研究上の諸問題、その他宗教に関すること、外国人住民のこと、中国との関係等一般的関心事項について懇談が行われた。

3. 見学等について

総長との懇談会終了後、新装なった附属図書館を訪問し、最新の図書管理システムについて説明を受けた後、館内を見学した。一行は、システムの合理化、省力化、各種サービス等の事項について特に関心を示した。

また、市内文化施設見学は短時間ではあったが、日本の伝統的文化遺産に触れ、強い印象を与えたように見受けられた。

(別紙V)

◇早稲田大学

12月21日(金)午前10時、イギリス国大学長一行が本学理工学部キャンパスに到着。一行には、文部省より学術国際局国際教育文化課の鈴木文子専門職員が同行された。一行を先ず理工学部キャンパスへご案内したのは、来日された3名の学長が、それぞれ核物理学、機械工学、土木工学のご専門であったためである。

理工学部長室にて、山島本学理事(理工学部教授)、堀井大学院工研委員長、加藤工研教務委員等がお迎えし、堀井工研委員長から本学の理工学部・大学院について説明が行われた。説明後、理工学部への国からの補助金等について質疑応答が行われた。その後、学内見学に移り、先ず、ロボット博士として有名な加藤一郎教授(現学部長)らが発明した音楽を演奏するロボットを見学した。これは、加藤研究室他3研究室による共同研究グループが発明した本学第2のロボットで、「WABOT-2」と命名されているが、音楽を演奏するので「ミュージシャ

ン・ロボット」とも呼ばれている。このロボットは1秒間に15回(人間は8回)という高速打鍵も可能であり、鍵盤をたたく指先の強弱も人間以上の繊細さを持ち、両足はペダルを操作し、テレビカメラによる目で楽譜も読み取ると聞かされて、大変驚かれたが、実際にロボットによる演奏に移り、「ヘイ・ジュード」の曲が流れると、一行は驚きの声を上げ、食い入るように演奏するロボットに見入っていた。デモンストレーション後、どんな種類の楽譜でも読み取れるのか、コンピュータ装置はどうなっているのか、作製費用はどの位か等々の質問がなされた。

次に、情報科学研究教育センターに移り、小会議室で坂倉助教授等からセンターの説明を受けた。学生用に77台のコンピュータ端末機が並んでいる第一端末室を見学し、次に研究員用の第二端末室を訪れた。ここでは漢字用コンピュータに興味が集まり、同音異字が沢山ある漢字の中でいかに適切な漢字を抽出するかの質問が出、実際に日本語を打ち出してご覧に入れた。また、このセンターに置かれているのは全てIBMのコンピュータであるが、何故IBMなのかという質問が出されていた。

次に、本部キャンパス、文学部キャンパス、理工学部キャンパス、本庄キャンパス、所沢キャンパス(昭62.4月より)と分散している本学のキャンパスを光ファイバーで結び、情報の伝達を行う、「キャンパス情報ネットワークシステム(WINS)」について専門の小原教授から説明があった。学長からは、このようなシステムを開発する場合、学外の協力をどのように得るのか、どこの企業と提携しているのか等の質問があった。その後、機械学科の工作実験室の見学を行い、大学の実験実習時間は全体のカリキュラムの中でどれ程の割合を占めているのか等の質問が出された。また、コンクリートの強度実験調査室には、ダンディ大学のネビル学長が特に関心を示された。

以上で理工学部キャンパスの見学を終え、次に本部キャンパスへご案内したが、途中文学部キャンパスの前を通り、文学部校舎、記念会堂をお見せした。

正午より、本部キャンパスに隣接している大隈会館にて、西原総長主催の歓迎昼食懇談会が開催された。本学からは、西原総長はじめ戸谷常任理事(教育学部教授)、田島理事、奥島教務部長(法学部教授)、堀井工研委員長、加藤教務委員、松坂教育学部助教授(通訳)、安江外事課長が出席した。

昼食会は、西原総長の歓迎の辞で始まり、ロンドン大学のフラワーズ卿が一行を代表してこれに応えられた。その後は昼食をとりながらの懇談会となったが、本学が私立大学であることから、国立大学、公立大学との相違・比較が話題の中心となった。特に、私立大学の経営に関して質問が集中し、イギリスでのUGCなみに補助金のない日本の大学(特に私立大学)においていかに経営を健全化し研究教育のレベルを高度に保つか、国公立大学と私立大学の学術的レベルはどちらが上なのか、同じ大学において、文科系と理工科系の経費の違いとサービスの違い、教員一人当りの学生数の比率、自校の卒業生を教員として採用している割合(イギリスの大学ではわずか5%)、優秀な若手研究員の確保(特に優秀な者は大手企業に流れてしまう

問題), 学生一人当りの奨学金はどれ位か等, 熱心な討論が展開された。

昼食懇談会は, 終始和やかな内に進み, 最後に記念品の交換, 芳名録へのサインをもって午後1時30分に終了した。

イギリス国大学長一行にとって, 本学への訪問が我が国の高等教育, 特に私立大学の現状について理解を深める有意義な機会となったならば幸いである。

(別紙VI)

国大協主催の懇談会

日時 昭和59年12月21日(金) 16:10~18:30

場所 学士会館203号室

出席者

(イギリス) プライアン・H・フラワーズ(ロンドン大学インペリアル・カレッジ・オブ・サイエンス・アンド・テクノロジー学長)

アダム・M・ネビル(ダンディー大学長)

エドワード・W・パークス(リーズ大学長)

プライアン・H・テイラー(英国大学長委員会事務局長)

(国大協) 平野 龍一(東京大学長・国大協会長)

鈴木 省三(帯広畜産大学長)

須甲 鉄也(埼玉大学長)

井出源四郎(千葉大学長)

阿部 猛(東京学芸大学長)

天野 慶之(東京水産大学長)

田中 栄(電気通信大学長)

本多 波雄(豊橋技術科学大学長)

吉田秀太郎(大阪外国語大学教授)

藤永太郎(奈良教育大学長)

頼実 正弘(広島大学長)

東江 康治(琉球大学長)

但馬 孝雄(東京工業大学国際主幹)

竹下 英夫(国大協事務局次長)

(文部省) 植木 浩(官房審議官)

草場 宗春(国際教育文化課長)

田中壮一郎(大学課課長補佐)

(外務省) 嘉治美佐子(文化交流部神長文化第2課長の代理)

(関係機関) 岡村 総吾(日本学術振興会理事長)

川野 重任（日本国際教育協会理事長）

楠川 絢一（東京都立大学長・公立大学協会会長）

木下 是雄（学習院大学長）

（通 訳）片平 雅子

平野会長の司会の下に開会され、初めに会長より本日の出席者の紹介があったのち、次のような挨拶があった。

文部省及び国大協は、毎年、外国学長招致事業として外国より数名の学長を招致し、日本の大学等を視察訪問いただいている。今年は、英国より4名の学長団一行（アレクサンダー・スターリング大学長は風邪のため訪日中止）をお招きした。今回来日された学長方のうちには訪日経験のある方もおられ、また他の方々も日本に関する深い知識を持たれているとお伺いしている。日本の大学の問題についてもいろいろご意見をお持ちのことと思う。今回は1週間の短い滞在ではあったが、その間精力的に大学等訪問いただいたので、さらに知識も深めるとともに、いろいろな感想もいただけたことと思う。それで本日は、それらの点についてお伺いしたいが、私どもとしては、英国の大学事情について知る機会も少ないので、まず初めに学長方より英国の大学事情や当面している問題等についてご説明いただいたうえ、それについて意見交換をしてはどうかと考える。なお、時間に余裕があれば、日本の大学等に関する印象・感想もお伺いしたい。

以上のような挨拶のあったのち、フラワーズ学長より今回の招待に対し謝辞が述べられ、ついでフラワーズ学長、パークス学長、ネビル学長、テイラー事務局長の順に、概ね次のような説明がなされた。

フラワーズ学長：まず最初に統計的なことを申し上げると、英国の大学生（18歳以上で、かつフルタイムで大学にきている者）総数は、現在約50万人いる。これの同世代の者に占める割合（大学進学率）は約14%である。このうち約半数が、いわゆるユニバースティと呼ばれる総合大学（以下、「大学」と略す）の学生で、その数は45大学である。あとの半数は、パブリック・インスティテューション（以下、「公立機関」と略す）、例えばカレッジ・オブ・エデュケーション（教員養成大学）等々の学生である。なお、大学はすべて私立大学であるが、その経費の大部分は政府から出ている。また公立機関の資金はすべて政府より出ている。

次に、大学と公立機関との相違点を説明したい。まず第一に、大学は極めて強い自治権（女王より与えられた憲章に由来する）が確立していて、例えば大学入学者選抜、教育方法、教官採用等、自由に意思決定ができるが、公立機関はかなりの面において政府の承認を必要とする。第二に、高等教育機関で行われている研究の大部分（約90%）は大学で行われていて、公立機関での割合は約10%程度にすぎない。従って、いわゆる博士課程レベルの活動はほとんど大学の方で行われている。

次に、イギリスの高等教育機関と日本のそれを比較すると、イギリスの場合アカデミックな水準は均質的であるといえる。このように大学の水準を維持するためにイギリスでは次の2つ

の方法をとっている。第一に、大学の資金のスタンディングの仕方だが、資金が政府より出るといっても直接ではなく、一旦英国大学補助金委員会に資金がおりて後、各大学に分配される。この英国大学補助金委員会は専任の委員長その他、約20名の委員で構成され、その大多数は大学関係者によって構成されているが、一部大学以外の教育関係者あるいは産業界の人もいる（大学長は委員に就任できない）。この委員会は、独自に大学基準を決定できるし、また各大学が余りに基準を逸脱した場合は監督もすることができる。大学の水準を維持するためのもう1つの方法として、自大学以外からの審査官導入の制度がある。当制度は大学入学試験の際だけでなく、大学で実施するすべての試験について行われており、その人数も少なくとも1名以上は招くということになっている。わが国では、このような方法で大学の水準を維持している。

パークス学長：ただいまフラワーズ学長から説明があったように、わが国では学外からの審査官の導入等の方法を用いることによって、大学間格差が余りなく非常に均質性がとれているわけであるが、そのような均質性が実現している理由として、上記の他に、教官の大学間交流が活発であるということがあげられる。わが国では、当該大学の卒業生が教官になっている例はむしろ少数で、他大学の教官になるケースの方が多い。なお、大学とか学部の格付けとか評価は、均質性が高いといっても全く等しいというわけでもない。時代とか社会的要請等による影響もあり、大学・学部の評価が変動することもある。その意味では、この体系は流動的かつダイナミックであるといえる。

次に英国大学補助金委員会の設置の経過だが、約65年前、私立である大学に対し、どのような方法により税金を投入したらよいか、ということを考えねばならない事態に直面し、先程も説明のとおり、結局英国大学補助金委員会を設置し、その機関を通じて政府からの資金を各大学に配分することになった。このような制度をとった理由は、まず各大学がダイナミックに変化するニーズに対応し易くするとともに、一方、政府が資金援助を行うという名目で個々の大学の運営に対し干渉するのを防止する、という条件を満たすものとして、政府と大学間を仲介する機関として英国大学補助金委員会が設置された。

毎年、英国大学補助金委員会は各大学と話し合いを持ち、個別に当該大学の計画等を聴取し、一方、全大学を代表する立場で政府とも折衝する（政府と個々の大学の予算について折衝するのでなく、あくまで大学の予算全体について話し合う）。従って、予算の件について、個々の大学が直接政府と折衝することはない。毎年このような話し合いを行い、政府の予算が決定すると、一旦全大学の予算は英国大学補助金委員会に手渡され、そして英国大学補助金委員会は各大学に対しての予算の配分を決めて分配する。各大学への配分の際、英国大学補助金委員会は、例えばこれこれの分野について、あるいはこの施設建設等に使用してほしいなど予算の使途についての助言を添えるが、各大学は自治権を有しているので必ずしもその助言を受け入れなくともよい。

この補助金の対象は、教育に必要な資金すべてと研究に必要な基礎的諸施設設備である。補

助金は、研究については基礎的な費用しか援助されないわけで、その他の具体的なリサーチ・プロジェクトに際しては、リサーチ・カウンシルとか産業界より資金の提供を受けている。

なお、英国大学補助金委員会には、医学、テクノロジー等多くの小委員会が設置されており、この小委員会も、先程説明のあった親委員会同様、大多数は大学教官によって構成されていて、政府代表者等はいっていない。

ネビル学長：私からはイギリスの大学が直面している諸問題について説明したい。

戦後約30年間、英国政府は大学に大量の資金を投入し続けてきた。そのような状況下で各大学は従来の諸活動を継続するとともに、さらに新しい活動を始めるための資金を年々要求するという傾向にあった。ところが数年前より、約13～14%程度の子算削減が実施され、大学予算は年々漸減されており、各大学は経費節減について種々工夫し対応している。ところで、大学予算のうち約70%は教職員の給与であるので、削減の方法としては主としてそれを抑制することにならざるを得ない。その結果、イギリス全体の大学教官数は以前と比べ約11～12%減少した（各大学は自治権を持っているので、削減方法は各大学の決定に委ねられており、その方法は異なる。教官削減率も最高38%から、ほとんど削減していない大学まで、さまざまである）。これに伴って教官1人当り学生数も平均8.5人と高まった。このような状況にあるので、大学が新しい活動を開始したいと考えても新しいスタッフを整えるのが困難なためスクラップビルドによらざるを得ないが、これが仲々むずかしい。

第二の問題は学生の専攻分野に関する問題、すなわち文科系と理科系の比率の問題である。イギリスでは文科系学生が多く、工学・理学・医学等理科系の学生が少ない。そこで、英国政府は、国家の発展に理科系学生の養成の必要性を強調し、大学に対し現在の学生の専攻分野の割合を変更するよう要請している。しかし、大学側としては、その重要性は認めつつも、理科系学生の増加を図るには教官、施設等々の資金的手当てが必要なため、その実現は大変困難な状況にある。そこで、英国大学補助金委員会はその解決策として、基金を提供する等の資金的誘導策を考えているところである。

第三の問題は、イギリスにおける大学と産業界との協力についてである。先程も説明したとおり、大学の研究資金には英国大学補助金委員会を經由して与えられる基礎的な研究資金（実験室等の機器も含む）の他に、個々の研究者あるいは研究グループの要請に基づき、応用研究のプロジェクトに対しリサーチ・カウンシルからの資金提供（大学の研究資金の約15%を占める）とか、産業界の研究依頼を受託することにより資金を入手する等の方法がある。日本の場合、大学が特定企業とこのような関係を持つことは難しいと考えるが、イギリスでは産業界と大学間の緊密化を図るため、例えば企業人にパートタイムで教官として大学に来てもらうとか、逆に教官が企業に出向くとか、あるいは大学院生が企業のプロジェクトに参加する等、人的交流も活発である。

また、イギリスでは、教官が企業のコンサルティングに従事することは、（大学の許可を必要とするが）、種々利点もあり奨励されている。これの利点としては次のようなことがある。

まず第一に、コンサルティングを通じ個々の企業と接触することにより、その企業が大学・学部等に対し調査の契約申出をしていくという効果がある。第二に、産業界が直面している困難な問題の解決のために大学教官の知識・経験を提出するというのは、人的資源の有効利用の面よりみて望ましい。第三に、それらコンサルティングを通じて、企業から教官に研究資金が提出されるので財政的にも助かる。

私は、今まで主として理科系の問題点について話してきたが、次に文科系の問題点について簡単にお話したい。

文科系の教官、例えば英文学を研究している者等は産業界からの資金提供もなく、また先程も説明したとおり、イギリス全体の風潮としては文科系学生より理科系学生の養成に重点を移すべきだとの空気が強く、全体として文科系は意気があがらない状況である。これに対し大学としては、文科系学生を教育するという事は、文化の創造の担い手を育成するという事であり、これも大変重要な意義を持つものであると考えている。しかし、この文科系尊重ということ政府に説得するのは仲々むずかしい。

テイラー事務局長：私からは英国大学長協会の組織及び活動等について簡単に説明したい。

英国大学長協会は1918年に設置された民間の団体で、その資金はすべて大学より出ている。また、当協会は60人の委員により構成されている（イギリスの大学は45校であるが、ロンドン大学等大規模大学は1名以上の代表者を出している）。その設置の目的は、大学というひとつのコミュニティに対して貢献する、あるいは大学の自治に寄与する等である。また、その機能だが、主に次の3つをあげることができる。第一に、英国大学長協会は、政府、大臣、国会議員あるいは英国大学補助金委員会等に対し、一種の圧力団体の役割を果し、それらとかかわりのある個人・団体との話し合いに責任を持っている。ただし、この話し合いの中身は、大学全体のことについての話し合いであり、個々の大学の問題については話し合いはしない。第二に、大学というコミュニティ全体に対し、共通するサービスを提供するという役割を果たしている。イギリスでは、通常、給料アップの問題に多くの時間をかけるが、この賃金問題は常に私共の団体にかかわっている。賃金問題以外は、解決の都度入れ替わるが、現在かかえているのは、大学における効率化・能率化の問題、アカデミックの水準をどう維持するか等の問題である。また近年、私共が関心をいただいているのは、大学以外、例えば産業界の指導者との対話等をどう拡大、改善していくか、という問題である。第三に、大学長等に大学に関連した様々な情報を提供することである。その情報には国会の動向、マスコミや世論の動向等も含まれている。なお、小委員会は沢山置かれているが、その中に国際交流委員会というものもあり、その委員会の尽力で今回の訪日も実現した。

イギリス学長団から以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

(○はイギリス側、◎は日本側の出席者の発言である。)

- ◎ 貴国には水産業に関する高等教育機関はあるのであろうか。
- わが国の大学はすべて総合大学で、例えば日本の水産大学等、大学全体がひとつの専攻科目を中心に構成されている大学はない。しかし、総合大学の内部に、例えば林業、水産等を専攻する学部は存在している。水産学について申し上げますと、いくつかの大学で、水産学における生物学的な面、あるいは漁業の技術的な面（航海等）を教育している。なお、研究機関としてはプリマス・マリン・バイオロジー・ラボラトリー、ロンドン大学のマリン・バイオロジカル・ラボラトリー等がある。
- ◎ 先程の説明で、英国大学長協会は一種の圧力団体の役割も果たしているとのことであったが、英国大学補助金委員会は英国大学長協会にとって政府の防波堤のような役割も果たしているのか、また英国大学補助金委員会はどのような方法で各大学に資金を配分しているのか、以上の二つをお伺いしたい。
- 最初の質問に関してだが、英国大学補助金委員会は政府と各大学の間に位置し、両者の意見を調整する機能を果たすとともに、政府に対して防波堤の役割も果たしている。一方、大学長の団体である英国大学長協会は、政府とか他の団体との間に立って防波堤となるといった役割は果たしていない。しかし、個々の大学長が、別個に発言するよりも団結協力して発言する方が、より効果的ということで英国大学長協会が設置されている。なお、英国大学長協会が大学の声を統一して話す相手のひとつとして英国大学補助金委員会がある。ただし、この交渉は敵対関係というのではなく、例えば英国大学補助金委員会の大学評価についての基準づくりに大学長協会が協力する等密接な関係にあるものである。
- 第2の質問だが、英国大学補助金委員会は政府からの資金を各大学に配分するについて、一定の公式を持っているわけではない。その親委員会は各大学の計画等を聴取し、その内容が質的にどうか、また資金的援助をするに値するか等を検討する。その一方、同様の形で、その小委員会の専門家の方々も、各大学の関係学部の方と話し合いを持ち、専門的立場から見て当該学部の計画がどのような価値を持つか、どのくらいの資金的援助を受取るのが適切か等、小委員会としての助言を親委員会に伝え、そのうえで、最終的に英国大学補助金委員会としての見解を作るわけである。なお、各大学への補助金は、「○○学部はいくら予算が望ましい」という形で大学に助言を添えて配分するが、実際は各大学は自治権を有しているので、必ずしも助言のとおり行っていない。なお、先程ネビル博士より、政府からの補助金が年平均12%程度削減されているとの説明があったが、英国大学補助金委員会はそれを各大学に一律に割り当てるのではなく、0%~38%まで差をつけて配分している。
- ◎ 私は外国からの留学生の世話をする団体の者であるが、現在貴国からの留学生は非常に少なく、もっと増やすよう希望する。これについての個人的な事例をお話ししたい。今から約120年前、私の友人の祖父がロンドン大学に留学し大変お世話になった。そこで、私の友人は感謝の意味で、日本に留学している英国留学生で経済的援助を必要としている者があれば援助したいということで、私に相談を持ちかけたわけである。ところが貴国からの留学生は

余りにも少なく、適当な人を見つけられなかった。もし将来、留学生が増えれば、そのような人も見つけられると考えて希望を述べた次第である。

- 一般的に、英国は外国からの留学生を受入れることには慣れているが、逆に自国の学生を海外に送り出すことには慣れていない。また、英国の学生が留学する場合、その留学先は英語圏とか、文化的背景が類似している国等が多くなってしまふ。しかし、最近になって日英両国の類似点に気がついてきたので、今後は留学生を多く派遣するよう、教官、学生を指導してゆきたいと考えている。そのためには、まず教官の交流を活性化したいと考えている。教官の交流が盛んになれば学生もそれに続いて留学する者も増えると考えられるので、当方でも教官の派遣を推進するので日本にあっても出来るだけ多くの教官を招致するようご努力ねがいたい。
- ◎ 英国大学補助金委員会は政府に対して予算の請求権を持っているのか。それとも単なる要請ということであるのか。
- 政府に希望を述べ、それについて協議をする。しかし、結果としては、先程からの説明からも推測できるように、必ずしも希望どおりにはならない。
- ◎ 日本では、出生した家柄と大学生になるチャンスとの間に余り相関がないが、貴国では少なくとも数年前まではそうでなかった。しかし、最近はその傾向が変化しつつあると聞いているが、その辺の事情をお伺いしたい。
- この問題については、ロード・ロビンソンが政府の依頼を受け膨大なレポートを作成し、1964年政府はこれを公表した。このレポートの中で、大学教育の拡張の必要性について触れており、大学教育を受ける能力のある学生で、かつ本人にその意思のある者は、大学に進学可能なように措置すべきである、と主張されている。我々は現在、このレポートの趣旨に基づいて活動しているわけである。ただ、そのように改革の方向が示され、また我々も努力をしているところであるが、実態としては仲々そのとおりにはなっていない。
- わが国では、18歳時に実施される公的試験、高校の内申書、及び各大学で実施する面接試験等に基づいて、各大学は入学者選抜を行っている。そして、大学入学が認められると、その学生の親の居住する町が授業料を支払う制度となっている。また、学生はその町から、食費、生活費（寮費・書籍代等）を支給される。ただし、この学業を継続する上で必要とされる費用は両親の収入に応じて決まるので、両親が貧しい場合上述のような援助を受けるが、逆に裕福の場合は大学に寄附金を出さなければならない。従って、両親が貧しいから、学業が続けられないということはない。なお、これは日本等と同様と思うが、大学入学以前の段階で、どのような教育環境にあるかが大学入試に大きな影響を及ぼすので、その意味では、よりよい家庭状況の子供の方が条件的に恵まれているといえる。
- 若干補足をすると、わが国では大学の入学基準は厳しいが、ドロップ・アウトの率は少ない。従って、大学卒の人数はフランス、西ドイツ等と比較して大差はない。なお、入学は学生の学業能力を基準に決定しており、決して出身階層、性別、宗教等には左右されない。

◎ 貴国の教員養成の仕方をお伺いしたい。

○ わが国には二つのルートがある。一つは、3年ないし4年の教員養成大学（カレッジ・オブ・エデュケーション）と、もう一つは、大学の学部卒業後、さらに1年課程の教員養成コースを受け教員免許を取得するものがある。なお、わが国の大学は、その他に、現職教員のレベルアップのための教育も行っている。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、平野会長より次のような挨拶があった。

本日は、大変お疲れのところ、長時間にわたって懇談いただき深く感謝申し上げます。また、これを機に、両国の大学間及び学術の交流が益々盛んになることを希望する。

最後に、イギリス国大学長一行を代表して、フラワーズ学長より今回の招待に対し謝辞が述べられ、併せて、出来れば近い将来、日本より学長方をイギリスに招待したいとの希望が述べられた。

以上をもって本日の懇談会を終了した。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和60年2月28日(木) 13:00~18:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
沢田, 松田各副会長
有江, 牧野, 井出, 野村, 猪, 柳田, 金子, 山村,
新野, 山田, 大藤, 坂上, 田中, 石神各理事
世良(第3), 諸星(第4), 鈴木(第5)各常置
委員会委員長
井沢(教員養成制度), 須甲(教養課程)各特別
委員会委員長
天野監事
(大学入試センター)小坂所長, 木村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。
初めに会長から次のように挨拶があった。
本日は本協会の予算関係事項および来る6月
総会における役員・委員の改選に関する事項な
らびに入試改善に関する事項等についてご審議
願うためお集まりいただいた。

なお、このたびは堯天理事(神戸大学長)に代
り新野神戸大学長が新たに理事に就任されたの
でご紹介する。

また、共通入試関係事項について説明のため
小坂大学入試センター所長が後刻出席されるの
で、ご了承いただきたい。

なお、本日は本年度最後の理事会でもあるの
で、各特別委員会委員長にもご出席願うとも
に会議終了後各位とご懇談の機会を得たいと存
じ懇親会のご案内を申し上げた。ご多忙のとこ
ろ恐縮ながらご出席下さるようお願いする。

ついで、竹下事務局次長より配付資料の説明
があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理
事会会務報告」(資料4)が配付されているので
簡単に報告したいと述べられ、その要点につい
て説明があった。(「資料4」の内容は下記のと
おり)

1. 要望書の提出等について

(1) 勤労学生控除制度に関する要望書について
勤労学生控除制度の存続とその改善に関し、
一昨年11月に関係方面に要望書を提出したが、
その後の情勢に鑑み再度要望を行う要があると
思料されたので、旧臘12月3日、別紙「資料
13」のとおり要望書を文部大臣宛に提出した。

(2) 研究技術専門官制度に関する要望について
予て本協会がその実現方を要望してきた「研

究技術専門官制度の新設」に関し、人事院は、国家公務員の給与制度の見直しを進める中で「専門技術職俸給表（仮称）」の新設を構想するに至ったが、この人事院構想と本協会提案の「研究技術専門官制度」との間には、その考え方に相当な隔りがありその調整が必要となったので、このことに関し、昨年11月28日、松田副会長、諸星第4常置委員会委員長等が人事院を訪れて加藤人事官と面談し、大学の事情を説明のうえ配慮方を要望した。

③ 定年制度導入に伴う退職者の後補充の問題についての要望について

この問題については、昨年5月以降再三に亘り関係省庁に対し配慮方を要望してきたが、その後情勢はなお厳しいものがあるので、旧臘12月7日私が総務庁を訪れて山地事務次官と面談し、国立大学の実情を説明のうえ配慮方を重ねて要望した。

2. 文部大臣との懇談について

松永文部大臣の就任に当たり、当面の大学問題について本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、昨年11月16日キャピトル東急ホテルにおいて本協会関係者（会長、両副会長、以下理事会メンバー10名）と松永文部大臣（事務次官、官房長、高等教育局長、同審議官、学術国際局長、同審議官等陪席）とが会談し種々意見交換を行った。

3. 臨時教育審議会からの意見陳述の要請について

臨時教育審議会においては、教育改革の審議に資するため広く関係方面の意見聴取を行っているが、最近当協会に対しても二回に亘り意見陳述の要請があった。

最初の要請（60.1.24）は、第2部会からの「学歴社会の問題」についての意見陳述（2月

27日）であり、この件については両副会長とも協議のうえ第1常置委員会の山村委員長にご出席をお願いすることとしたが、その後引き続き（60.2.1）同審議会（総会）から、「教育改革に関する提案」についての意見陳述（3月6日）の要請があった。

以上のような経緯に鑑み、当協会としてもこの際臨教審への対応のための態勢を整える必要があると思料し、このたび理事会構成員より選出した11名のメンバーによる「臨教審問題懇談会」（仮称）を臨時に設置して対処することとした。

その第1回の会合を去る2月14日に開催し、「当面の意見陳述要請に対する処置および今後の対応方針」などについて協議した。その結果、3月6日の意見陳述は沢田副会長、大藤理事（岡山大学長）、田中理事（九州大学長）の3人の方をお願いすることになったので、ご了承いただきたい。なお、その陳述の要旨については後刻お諮りすることにしたい。

4. 共通第1次学力試験の実施について

第7回を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が去る1月26、27の両日実施された。これの実施状況については、後刻大学入試センター所長よりご報告があることと思う。

5. イギリス国大学学長の招待について

イギリス国大学学長団一行5人（3学長および英国大学長委員会事務局長ならびにフラワーズ学長夫人）は去る12月16日に来日され、所定のスケジュールに従って諸大学（東京大学、京都大学、早稲田大学）、諸機関（文部省、日本学術振興会）等を訪問視察し、8日間の訪日日程を終えて12月23日無事帰国された。なお帰国前の21日に国大協主催の懇談会および送別パーティーを催した。

6. 特別会計制度協議会について

去る1月24日、第54回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和60年度予算」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

7. 国大協宛要望書について

前回理事会以後に当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、それぞれ関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 役員・委員等改選手続について

会長より、来る6月総会においては、役員・委員等の改選が行われることになるので、その手続等について「資料6」に基づいてご協議をお願いたいと述べられ、協議の結果、次のとおり決定された。

(1) 地区代表理事（世話人）の選出について

各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を下記のとおり選出した。

北海道・東北地区＝北海道大学

関東・甲信越地区＝千葉大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝大阪大学

中国・四国地区＝岡山大学

九州地区＝九州大学

なお、理事候補者互選の結果は、4月30日（火）までに事務局に報告することとした。

(2) 委員等選考役員会の設置について

常置委員会大学代表者委員候補者ならびに教員委員候補者の選考に資するための原案を作成する「委員等選考役員会」の設置については、慣例により会長・副会長、在京理事をもって構成することとなっているが、これに東京近辺の

理事を加えることにした。

なお、本年の在京理事としては一橋大学、それに千葉大学をお願いすることとした。

この委員等選考役員会は、次回理事会（6月3日（月））当日の午前中に開催することとした。

(3) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

これについては、各学長より3月30日（土）までにその希望を提出して貰うこととした。

(4) 常置委員会の教員委員の取扱いについて

これについて会長より次のように述べられた。

教員委員の改選については、これまで、“特別の事情のない限り現委員を再任する”方針で処理してきたが、委員の中には長期に亘る方や管理職にあつて多忙な方などもあると思われるので、一律に留任ということではなく個々の事情を勘案して処置するのが望ましいと思われる。その点のご配慮をお願いしたい。

2. 昭和59年度国立大学協会歳入・歳出追加予算（案）について

会長より、昭和59年度国立大学協会予算について「資料7」のとおり追加予算を計上する必要があるのでは、ご審議をお願いしたい、と述べられ、ついで「資料7」に基づき事務局より説明があり、原案どおり承認された。

3. 昭和60年度国立大学協会会費について

会長より、昭和60年度の会費を決定したいので「資料8」についてお諮りしたい、と述べられ、ついで「資料8」について事務局より説明があり、原案どおり承認された。

4. 昭和60年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)について

会長より、昭和60年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について「資料9」により、お諮りしたい、と述べられ、ついで事務局より「資料9」について説明があり、原案どおり承認された。

以上をもって、会費および予算関係の協議を終わり、これらの案件を来る6月総会に附議することとした。

5. 特別委員会委員の交代について

会長より、特別委員会委員の交代について「資料10」のように扱ってよろしいかお諮りする、と述べられ、異議なく承認された。

なお、「医学教育に関する特別委員会」の委員長の交代について、去る12月17日開催の同委員会において猪新潟大学長に代り吉利浜松医科大学長が委員長に選出された旨の報告があった。

6. 大学入試センター所長候補者の選考について

このことについて会長より次のように述べられた。

小坂大学入試センター所長の任期が本年3月をもって満了となるのに伴い、その後任の選考が行われることになった。入試センター所長の選考については、入試センター評議員会の推薦に基づき文部大臣が任命することになっているが、このことに関しては国大協と入試センターとの間で、「国大協とも協議する」という申し合わせ事項がある。ついで、本日午前中に開催された入試センター評議員会において、小坂

所長の任期満了に伴う後任として、同評議員会としては(前)神戸大学長堯天義久氏を選考し、これについて協議の申し入れがなされたので、ここでお諮りしたい。

これについて協議の結果、堯天義久氏を所長候補者として推薦することを異議なく承認した。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長よりそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

本委員会では、現在“大学のあり方”の問題について審議中であるが、その状況は概ね次のようである。

① 大学のあり方に関する検討の進展状況について

この問題については、本委員会の中の小委員会である「大学のあり方の検討小委員会」で、これまでに20数回に亘る会議を開いて議論が進められている。この審議の経過はその都度小委員会の方から親委員会である第1常置委員会へ報告され、親委員会の方ではこれに意見を加えるといった形で審議が行われている。

その審議の進行状態であるが、前にもご報告したように、大学のあり方に関し次の3つの柱を立てて検討を進めている。

- 1) 各専門学部の特性
- 2) 教養課程のあり方
- 3) 大学における評価

現在は、このうち1)の「各専門学部の特性」についてはほぼ議論は尽されているが、残る2)「教養課程のあり方」、3)「大学における評価」の問題はまだ議論が不十分なので、な

お検討を重ねているという状況にある。そのうちの「教養の問題」については、一般教育は絶対必要であるとの前提に立って次の事項をテーマに議論が進められている。

- 1) 一般教育の内容について
- 2) 教養課程を実施する時期について
- 3) 一般教育を行う組織について
- 4) 放送大学との関連について

一方、「大学評価の問題」については、大学における評価を、大学の研究・教育を活性化するためのポジティブな意義を持つものとして捉え、その趣旨よりして大学自体の自律的評価を重視する立場で議論を進めている。また、その際に、人文系と自然系の相違点や大学評価と教育評価の区別等についても触れることにしている。

② 今後の作業の進め方について

「大学のあり方の検討小委員会」では、これまでの議論を3月中にまとめて、これを親委員会に報告書（案）として提出する予定であり、親委員会の方としては、この報告書案を受けて更に検討を加え、来る6月の総会に報告書として提出したい考えである。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

本委員会では、次の事項について審議し、委員会としては了承したので、理事会のご承認を得たいと思う。

① 昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について

これについては、昭和61年1月25日（土）、26日（日）の両日実施ということで昨年11月総会で一応のご了承を得たが、その後高等学校側もこの案を了承されたので、本日正式にご決定を願いたい。（承認）

② 昭和61年度共通第1次学力試験の願書受付期日について

共通第1次試験の願書受付は、60年度より前年の11月1日から11月10日までの10日間とされたが、61年度については、11月9日が第二土曜で銀行が休業、11月10日が日曜で一般郵便局が休業ということで受験生にとって不便が予想されるので、61年度の願書受付については予定より2日繰り上げて60年10月30日（水）～11月8日（金）としてはどうかと思われる。これは入試センターからの提案であるが、本委員会ではこれが了承されたので、理事会のご承認を得たい。（承認）

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

本委員会では引続き“学生の精神的健康の問題”の対応について審議を進め、このたび配付の「学生の精神的健康維持機構の整備について（案）」のようなものを取りまとめた。

これは、現在の大学生に多くみられる精神的・心理的に問題を有する学生を早期に見出し、それへの迅速な対応援助を行うための全学的なシステムの確立と、さらに学生に対して健康の自己管理法を学習させる教育を導入することなどを目途として取りまとめたものである。

「資料14」は、その一応の案として小委員会がまとめたものであって、まだ親委員会において承認は得ていないが、いずれ親委員会を開催して承認を得たのち6月総会に提出し、その了承を得たうえで各大学の参考に供したいと考えている。なお、これに引続き、保健管理センターの整備充実について検討をすすめたい考えである。

以上の説明に関して専門医の充実や問題学生の把握の仕方等について若干の意見の交換があ

った。

(4) 第4常置委員会(諸星委員長)

前回の総会以後、小委員会を1回(59.12.5)、常置委員会を1回(60.2.15)開いて次の事項を審議した。

① 研究技術専門官制度について

このことについては、昨年(59)の11月28日に松田副会長と同行し、人事院に加藤人事官を訪れて面談し、大学の事情を説明のうえ、教室系技術職員の専門技術職の適用について配慮方を要望した。

なお、この問題に関するその後の進展状況は、文部省の目下主査の説明によると、非常に厳しい状況下であり今回人事院が設定した専門技術職に国大協側が要望する教室系技術職員を一括繰り入れるということは非常に困難であろうということである。

これに対して本委員会としては大学側の要望が十分に叶えられるようさらに努力を尽くすべきであろうということである。仮に、今回の人事院案に乗り遅れたとしても今後かねばり強く人事院に働きかけて打開の途を探ろうという意見である。

以上の報告に関連して沢田副会長より、本日前中に人事院総裁および加藤人事官と会談した際、人事院側がこの技術専門官問題について述べられた意見——職種をもっと絞ってほしいこと、ポストを定めてほしいことなど——について報告があった。

√ ② サバティカル・イヤー制度の新設について

このことについては、その後の審議の過程においてもいろいろと意見があり、なお慎重に検討すべきであるという結論となった。

③ 委員長の交代について

私(諸星第4常置委員長)の学長任期満了(60.3.31)に伴い近く委員長を退任することになるので、次期委員長について委員会で協議の結果、黒木剛司郎委員(茨城大学長)が選出された。

(5) 第5常置委員会(鈴木委員長)

本委員会を2月18日に開催し、次の事項について審議した。

① 昭和60年度の国際交流関係予算について

文部省の関係官の説明によると、60年度の国際交流関係予算は対前年度比4.63%増であって、文部省全体の予算が0.31%の増という中であって特に高い伸び率を示している。その中でも留学生関係予算は一段と増加が著しく、対前年度比13.1%増という伸び率である。

なお、国費外国人留学生新規受入れの拡大ということで、昭和60年度は230人増の1,585人の受入れとなる。また、大学の留学生受入れ体制の整備ということで49人の定員増が見込まれている。

② イギリス国大学長の招待について

このことについては、会長の会務報告の中で既に説明のあったとおりである。

③ 昭和60年度の外国学長招致事業について

昭和60年度の外国学長の招致はインドネシア国の学長を招致することに決定した。なお、これに関する対外的折衝は文部省が行うことになっている。なお、この招致事業のあり方については、今後さらに検討したいと考えている。

④ 西ドイツ国大学長との交流について

去る1月、ドイツ学術交流会(DAAD)の東京事務所長から、文部省の国際教育文化課に対し、「ドイツ連邦共和国大学長協会では、1985年に日本の大学長を受入れ、1986年に同国

の大学長を日本に派遣することを希望」する旨の提案があり、この申し入れの取扱いについて本委員会では協議した。その結果、先方と折衝のうえこれの実現が決り、本年訪独が行われれば、来年は61年度の外国学長招致事業として西ドイツ国の学長を招致するという事とした。

⑤ アメリカ州立大学学長団の来日について

このことについては、前回の理事会に報告済みのことであるが、その後先方より次のような申し入れがあった。

本年の10月4日から13日までの10日間、アメリカ州立大学学長団（15名）が訪日して、関東および関西方面の大学を視察する。なお、その際、関東・関西の二カ所で、それぞれミーティングを開きたいとのことである。この学長団の来日に関する具体的な細部の点については、これから検討したいと考えている。

⑥ アジア太平洋地域大学学長会議について

この会議が本年の3月18日からインドのニューデリーで開催されるとのことであり、これについて外務省を通じて文部省の方へ正式に日本国の大学長にも出席するように申し入れがあったということである。しかし、突然の話でもあり、またその招請文書もみていないので、本委員会としても対応のしようがないため何の処置も講じられなかったが、一応ご報告しておく。

以上の報告に関連して平野会長より、本年5月に行われる中国と日本との学長の会議のことについて報告があった。

(6) 第6常置委員会（有江委員長）

本委員会では1月23日に委員会を開き、昭和60年度の予算額について文部省より説明を聞き、これについて懇談した。

翌1月24日には特別会計制度協議会が開か

れ、前日同様「昭和60年度予算」についての説明と協議が行われた。その際の主な話題の一つは特別会計制度のあり方に関する問題である。近年、国立学校特別会計の歳入予算のうち一般会計からの繰入れ比率が減少し続け、当初は82%程度であったものが、今年度は遂に62%となり、歳入予算全体の3分の2を割るに至った。そこで国立学校特別会計のあり方について見直しをすべきではないかということが話題となった。

次は施設費の圧縮のことである。最近の緊縮財政の影響で施設費は特に圧縮を蒙っているが、このため大学の移転統合計画等の遂行に支障が生ずるのではないかと心配が一部の大学にあるようなので、その善処方について話し合った。

ついで1月30日には大学財政小委員会を開催し、本委員会の当面の検討課題となっている「国立大学の授業料の問題」「特別会計制度のあり方に関する問題」等について審議した。

国立大学の授業料の問題については、これの値上げを抑止するには“国立大学の使命、役割”について掘り下げた検討が必要と思われる。それで過般、第1常置委員会に検討方をお願いし、そのご回答も頂いたので、これから大石、松村両教員委員に原案の取りまとめをお願いし、6月総会には何らかの形で報告ができるようにしたいと考えている。

次に特別会計制度のあり方に関する問題については、前述のように一般会計からの繰り入れが減少の一途を辿り、そのため必要経費の確保に難渋しているという状況に立至っているため、この際、特別会計制度の歴史の流れを辿り、その問題点等を探って、そのあり方について検討したいということで、大学の事務局長である3人の専門委員をお願いして6月には中間報告をま

とめたいと考えている。そのほか、「定年制度施行に伴う退職者の後補充抑制措置」に関連して第7次定員削減ということも予想されるので、これに対する対応を予め検討しておかなければならないのではないかと考え、その準備を整えることにした。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

前総会で中間報告を行った大学卒業生に対する「教養課程に関するアンケート調査」については、その後これを整理し若干のコメントを付けて今度の6月総会に報告書として提出する予定である。

このアンケートの結果等を基に、今後教養課程の問題点を探り、そのあり方についての見解の取りまとめを進めていきたいと考え、今後の検討課題として次のような事項を予定している。

- 1) 一般教育の理念について
- 2) 教養部の組織の問題について
- 3) 一般教育の教育体系の問題について
- 4) 高等学校教育との連繋の問題について
- 5) 現代の社会的要求に対応する一般教育の内容のあり方について

(8) 教員養成制度特別委員会 (非沢委員長)

昨年6月に調査報告書をまとめて公表したのち、新たな検討課題の設定について審議し、次のような事項を取り上げることとした。

- 1) 教員養成の実状と教員の採用、研修、再教育、現職教育というこれら一連の問題の見直しについての検討。
- 2) 人口動態に伴い今後教員への就職が困難になると予想されるが、このような情勢を

踏まえて、教員の計画養成との関係、教員養成学部卒業生の他方面への進出、課程制の見直し等の問題について検討する。

- 3) 試補制度および再教育の問題についての検討。

(9) 大学院問題特別委員会 (金子委員長)

本委員会では現在、大学院問題について、新設大学院の問題と旧設大学院の問題とを分離して、それぞれ小委員会を設けてその問題点と改善のための提言について検討中である。この両小委員会とも相当に議論も進んでいるので、この6月総会にはその検討結果をまとめて提出できる見込みである。

以上の報告に関連して、旧設大学院問題小委員会の田中委員長より、同小委員会の審議状況について補足説明があった。

(10) 入試改善特別委員会 (松田委員長)

本委員会では昨年11月総会で、入試改善に関する「了解事項」に基づく3項目についての調査結果を報告して以後、正式アンケートの作成に向けて作業を進めてきた。そして、その間に、本委員会の「中間報告」(第1次稿)を各学長に送付するとともに2回の予備的アンケートをお願いしてご意見を伺い、それらを踏まえたうえで本日お手許に配付した「資料12」の「中間報告案」(第5次稿)を取りまとめた。この「中間報告案」をまとめるについては、大学入試のあり方を抜本的に検討するというところで現行の共通第1次学力試験というものの存廃も含めて議論したのであるが、共通1次試験の理念に照らして当面現行の制度を継続してその中で積極的に改革を図ろうという基本路線を確認して取りまとめを進めた次第である。

なお、この改革案については、来る3月18日に入試改善特別委員会を開催して最後の詰めを行い、またこれについて各大学の意見を求めるアンケート調査票（案）も作成したうえ、これらを理事会に諮ってから各大学に送付したいと考えている。ただ、時間的な問題もあるので、理事会の承認は文書照会の形で行いたいと思うのでご了承いただきたい。以上のような手続を経て3月中にアンケートを発送し、5月末頃に回答をいただき、その結果をこの中間報告案に取り入れて6月総会に報告したいと考えている。

以上のような前置きののち、改善案の内容について「資料12」を基に説明があった。

以上の説明について、試験の実施教科・科目を原則として5教科5科目としたことの論拠、受験機会の複数化をどのような形にするのか、などについて質疑応答があった。

以上の報告に関連して小坂入試センター所長より、昭和60年度共通第1次学力試験実施結果の概要と、臨教審第4部会のメンバーの大学入試センター実地視察の状況について報告があった。

8. 次期会長の選出について

このことについて、会長から次のように述べられた。

先にご審議いただいたように、来る6月の総会において役員・委員等の改選が行われることになっているが、その以前の3月末をもって私が東京大学学長を任期満了により退任するので、新会長が決定するまでの2カ月半ほどの残任期間の会長の選出を行わなければならない事情となった。

それで、本日次期会長の選挙を行いたいと思うが、その選出方法について最近における過去

3回の同様なケースの場合の事例を基に、まず①会長選出に代えて「会長代行制」を採るかどうか、②会長選挙を行うことにして、現副会長が会長に選ばれた場合、副会長の後補充を行うかどうか、の2点についてお諮りしたい。

以上の提案について協議の結果、今回は「会長代行制」ではなく会長を投票により選出することとし、また現副会長が会長に選ばれた場合は、その副会長の後補充も規程に従い投票によって選出することとした。

以上の方針に基づき、まず会長選挙を行った結果、沢田副会長（京都大学長）が次期会長に選任された。また、沢田副会長の会長選出に伴う後任副会長には山村理事（大阪大学長）が選任された。

このあと新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

9. 国大協の運営について

これについて会長より次のように述べられた。

私は4年間本協会会長として在任したが、その間に感じた諸点を資料メモ「国大協運営上の諸問題」としてお手許へ配付した。これらの点について今後ご検討いただければ幸いである。

10. 臨教審での意見陳述について

初めに山村理事より、昨27日行われた臨教審第2部会での意見陳述について報告があった。

次に、3月6日の臨教審総会での意見陳述について、国大協代表として出席される沢田副会長、大藤理事、田中理事からそれぞれ配付資料を基に、その発言要旨の説明があった。

以上をもって本日の議事を終わり、最後に会

長より、来る3月末をもって任期満了により学長を退任される諸星理事（東京農工大学長）、野村理事（横浜国立大学長）、それに同じく3月末をもって大学入試センター所長を退任される小坂入試センター所長に対して謝辞が述べられ、これに対し諸星理事、野村理事、小坂入試センター所長からそれぞれ退任の挨拶があつた。

た。

また、本年3月末をもって東京大学長を退任される平野会長に対して、次期会長である沢田副会長より謝辞が述べられ、会長より退任の挨拶があつた。

以上をもって閉会した。

第1常置委員会

日時 昭和60年2月27日(水) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井、小岩、鞠谷、藤巻、斉藤（代：中村）、北条、八木、新野、桐栄、檜、添田、保田、石神各委員

下沢、遠藤、高田、宮野各専門委員

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の午前中に行われた臨時教育審議会（臨教審）第2部会のヒアリングにおける意見陳述（学歴社会の問題）について報告があつたのち、今回新しく委員に就任された新野幸次郎委員（神戸大学長）の紹介があつた。

〔議事〕

1. 小委員会の報告と協議

初めに藤巻小委員長より、小委員会審議の進行状況について次のように報告があつた。

前回の本委員会（59.12.10）に引き続き同日午後および本年1月19日の2回小委員会を開いて、「教養教育」と「大学評価」の問題に関する中間報告のまとめについて検討を行った。

この中間報告の詰めの段階で、まだ論議されていない問題もいろいろ出てきたが、その一つとして、本日配付した資料「大学の活動における諸問題」にも書かれているような問題がある

のではないかとと思われるので、この問題も含めて教養教育の問題、大学評価の問題について、下沢、高田の両専門委員よりそれぞれ説明を伺うことにしたい。

ついで、下沢専門委員より、1月19日に行われた小委員会の検討内容について概ね次のような説明があつた。

1月19日の小委員会において検討した内容は次の3事項である。

①大学評価の問題

②教養教育の問題

③配付資料にある「大学の活動における諸問題」、「大学間活動」、「国際的活動について」等の問題

このうち、「大学評価の問題」については、のちほど高田専門委員に説明をお願いすることにして、私からは「教養教育の問題」および③の諸問題について説明することにしたい。

以上の前置きののち、次のように説明があつ

た。

(1) 教養教育の問題について

この問題については、そのまとめの作業に入ったわけであるが、まだ十分に詰めていない問題、例えば「教養Ⅰ」（専門に関わりなく普遍的に持っていることが期待されている教養）の具体的な教科の中身の問題や、関連して語学や体育の問題、また人文社会系・自然系による教養教育の関わり方の問題などがあるので、それらの問題について議論をした。また「教養Ⅱ」（これは専門に関係のある教養ということで、この中を2つに分け、“全ての専門に共通する教養”をⅡAとし、“専門と密接に関連する教養”をⅡBとする）の内容についても次回までに具体的な詰めを行うことにした。

次に教養部の組織の問題についてであるが、これには教室の大きさや授業形態等の問題、履修年次の問題、単位の問題等種々重要な問題があるので、少し詰めて考えなければならないと思っている。

おおむね以上のような説明あり、これに関して次のような質疑や意見の交換があった。

- 語学は“文化の教育”であるとし、“語術”については別にすべきであるという意見のようであるが、例えば第1外国語を英語とする場合、英語の語術は高等学校の教育で十分であるというような認識が前提にあるのであろうか。
- 現在の学生は、高等学校を卒業したときは英語がよくできるが、大学へ入学してからだんだん駄目になるということがある。それに対して教養部の教育が十分に行われているかどうかということが問題であり、語術の方はLLかCAIを利用すればよいではないかと

というような考え方である。

- 語学教育の目的は外国の文化を学ぶことと語術を習得することの両面があるが、それをセパレートしてそれをマスターする手段も明らかにすべきだと思う。
- そのためには、両者を分ける基準と単位の与え方をはっきりする必要がある。

以上の語学の問題のほか“教養Ⅱ”と文・理系との関係、“教養Ⅰ”の履修年次、体育の必要性、等の問題について意見交換が行われたのち、中間報告をまとめるに当たっての議論に必要な問題点を整理した資料「大学の活動における諸問題」等について説明があった。

以上の説明があったのち、委員長より今回の報告書のまとめについて次のように述べられた。

人間がある期間に為す範囲というものは限定されるものであるから、今度の6月総会を目標とした中間報告では、先程説明のあった配付資料「大学の活動における諸問題」の3.1に掲げられている「基本的機能——教育レベル」の4段階のうち「教養」と「学部専門」の部分までを取り上げることとし、「大学院」および「継続教育」（生涯教育）の部分は、除くことにしてはどうかと考える。あとこれに「大学評価」の問題を加えて、取敢えず今回の中間報告とし、残る問題は今後に譲ることにしたいと考える。

(2) 大学評価の問題について

初めに下沢専門委員より、評価についての基本的な考え方について説明があったのち、高田専門委員より次のように説明があった。

配付の「大学の活動における諸問題」の2.6

こ「設置者との関連」という項目があるが、「大学評価」の問題においてもこの設置者との関連ということが重要な意味を持つてくると思う。このことはこれまでの評価の議論の中では余り出て来ていなかったが、この問題も検討しておく必要があると考えられる。すなわち設置者が国である場合、国は教育研究についての財源を提供し、また条件を整備するということになり、これが大学の研究・教育に影響を与えることになる。この言わば“規制型”に対して、もっと評価を自由にして財源の配分を行うという“評価型”というものが考えられるが、その場合、どこでその評価を行うかということが問題となる。その辺のことについてご意見を伺いたいと思う。

以上の説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 現在の状態は規制型ではなく、規制型と評価型という両面を具えているように思う。例えば科学研究費などは全く評価型の形で行われているものであって、文部省の中に審議会のようなものが設けられてその意見を徴して進められている。
- 評価の問題があまり予算の配分というように偏りすぎると、今回の検討の目的より段々と逸脱していくのではないかと心配される。その辺の点についてはよく配慮してご検討願いたい。
- 要するに大学を活性化するにはどのような評価の方法があるのかということが今回の検討の狙いであろう。
- 評価については、具体的には人文系と自然系ではその方法が異なると思う。単純に市場原理の導入はできない。

- その前に、どういう客観的評価方法があるかということを検討してほしい。人文系と理工系とに相違があることは明らかである。
- 今回の評価の問題をまとめる際の大前提は「大学自身の絶えざる自己評価」ということであると思う。そこで、各大学を横断する共通の問題の評価基準とか、判断の目安になるものを提供するとか、ということが、基本的にはわれわれの検討の前提である。
- 大学では研究の評価ということについては相当行われているが、教育の評価ということについては余り触れられていない。そのようなところにも問題があるのではなからうか。概ね以上のような意見交換があって、本議題の協議を終わった。

2. 臨教審の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

現在臨教審では、いろいろとわが国の教育のあり方について議論されているが、特に最近国大協に関係の深い議論としては、次の3事項がある。これについては次のように考えられる。

①教育の自由化の問題について

この問題については、現在臨教審でもいろいろと意見があり議論中であるから、こちらとしては当分見守っていることにしたい。

②入学試験の問題について

この問題は、国大協としては入試関係の委員会で慎重に検討中であるので、そちらの方をお願いすることでよろしいと思う。

③9月入学の問題について

この問題は、臨教審でもこれから検討される問題のようでもあるので、本委員会としてそれほど早急に取り組まなければならない問題でも

ないように思う。

以上で本日の協議を終わり、最後に、添田委員（国立短期大学協会会長）より本委員会に対して次のような要望があった。

医療技術のレベルを上げるために、医療技術短期大学部の一部を4年制の医療技術系の学部昇格するようにとの短大側の動きがあるので、国大協としてもこれにご協力を願いたい。

次回 4月12日 14:00~16:30

第1常置委員会

日時 昭和60年4月12日(金) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井、黒田、石田、小菅、鞠谷、斉藤(代:中村)、北条、八木、新野、檜、添田、保田、石神各委員

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、「大学のあり方」に関する小委員会の報告書(案)が提出されたので、これについて藤巻小委員長より説明を伺い協議を行いたい。それから次には、この報告書をどのような形で今度の総会に報告するかということであるが、これについてはこの小委員会の報告案をふまえて比較的簡潔な中間報告書(案)をまとめ、これを小委員会報告書に付して提出したいと考えている。それで、この中間報告書(案)の作り方についてもご意見をお聴かせ頂きたいので、よろしくお願ひしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 小委員会の報告と協議

初めに藤巻小委員長より、小委員会でまとめた報告書(案)を基に先ず次の目次が紹介され、ついで第1章より逐条的にその内容について説明があった。

〔「大学のあり方の検討小委員会」報告目次〕

第1章 まえがき

第2章 検討作業の基本方針——大学の活動における諸問題

第3章 大学における「教養」教育について

第4章 専門分野別現状の解析と問題の所在

第5章 大学における評価の問題

第6章 あとがき

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- 第4章の「専門分野別現状の解析と問題の所在」の箇所、人文科学系、社会科学系、自然科学系とそれぞれに分けて論じられているが、少し内容的なことについて言えば横のバランスが取れていないように思う。例えば「評価」という言葉が使われていたり、また「自己評価」と言っていたり、それからわが国全体の評価といった感じのするところもある。その辺の用語や表現の統一を図るべきであろう。
- この報告書は、各委員で分担して作成した関係で、全体の整合性や調和、それに表現上の点などで多少問題があると思われるので、

それらの点についてご検討願いたい。

- この案では「教養教育の位置づけ」に関してA案、B案、C案という3つの形式を提示し、そのおのおの長所、短所を述べているが、委員会にはどの型が望ましいという提案はしない方針なのか。
- 小委員会で議論された教養の問題と、「教養課程に関する特別委員会」において検討されている教養問題との整合性の点はどうなっているのか。
- この問題については、「教養課程に関する特別委員会」と本小委員会との合同会議を開いて意見交換を行ったが、双方の考え方に基本的には食い違いがあるとは思わなかった。
- 第4章の「専門分野別の問題」に関することであるが、経済学部などでは何故大講座制を必要とするのか。
- 大講座制を採ったのは、建前としては各分野に亘る総合研究のためということであろうが、実際には新しい講座の増設が困難であるという事情も関係している。しかし、大講座制には具体的には問題点も多い。例えば後継者の養成についても教授の数に比べて助教授、助手の数が極端に減っているため、後継者については自分のところでは考えないということになる。その反面メリットとしては、現在講座制のために助教授を教授にできなくて困っているところでは、大講座制によって教授に昇進させることができる。
- 大講座制について、社会科学系の経済学部などではそのような面はあるが、文学部などではまだなかなかそこまでには至っていないようである。
- 自然科学系や医学系のところでは、国際化の問題、あるいは大学院に関連する問題に触

れられているが、人文・社会科学系のところではあまり問題にされていないようだが、これはそれほど重要な問題ではないということからであろうか。

- それらの問題に殊更触れなかったのは、大学院の問題については、国大協の中にその問題を担当する特別委員会があって検討されているということもあり、また一つには「大学のあり方」というテーマはその範囲が非常に広いので、その中心になる柱を立ててテーマを絞ってまとめようという考え方によるものである。
- 人文系学部のところで書かれている自己評価の点と、あとの章で述べられる「大学の評価」のところの内容とで何か矛盾するとか、不整合であるとかいうような点はないであろうか。
- その点はないと思うが、評価という点では自然科学と人文・社会科学とでは非常に違っているということを明らかにしている。
- 社会科学系のところについて感ずることであるが、自然科学系との関係、あるいはアメリカの社会科学系大学での研究教育体系との違いなどを考えると、この章での指摘だけでは十分ではないのではないかと思われる。
例えばアメリカなどでの教育では、特に経済学部の場合、ある基礎的教育を行ってそれから最終的課程に至るといったような段階的教育を行っているが、日本では必ずしもそのような教育を行っているとは思われない。
- 研究業績や研究活動の公表ということは、人文科学系の場合も社会科学系の場合も評価ということでは同じことであろうと思うが、社会科学系の方ではこれの改善についての提言がなされているのに、人文科学系のところ

では問題点の指摘だけで改善策には触れていない。その辺のバランスの問題をよく配慮してもらいたい。

- 医の倫理の問題についてであるが、医学については他者への愛の問題ということで、先ず生命あるものの総てに対しての愛というものがある、それから人間への愛というものがあるというような理解で説けばわかり易いのではなからうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より委員長の交代について次のように諮られた。

私は、前回（2月28日）の理事会において副会長に選出された。国大協の規程では副会長はどの常置委員会にも所属しないということであるから、本委員会の委員長であることも辞するということになるのであるが、どのようにすればよろしいか。

これについて協議した結果、報告書のまとめの段階にあるという事情から、いま暫く委員長代行という形で留任して頂くことになった。

最後に委員長より、次回および今後の作業予定について次のように述べられた。

本日提出された小委員会の報告書（案）は、

はじめて見たということもあって、短時間では十分な議論も尽せなかったと思う。それで次回は、この報告書（案）に対する議論を続けることにするが、それと同時に、本委員会としてこの報告書案に即してどのような点を指摘して中間報告書（案）をまとめればよいかということを検討したい。

なお、この検討のため、この小委員会報告書（案）について、その全体について及び委員各位の専門分野（人文・社会系、自然科学系、医学系）に応じたご意見を来る5月10日までに委員長宛ご提出願いたい。

なお、今度の総会には第1常置委員会としてまとめた中間報告書（案）を提出し、小委員会でまとめた報告書（案）もそれに添付する形で提出したいと考えている。

今後のスケジュールについては、5月中に一度委員会を開いて前述の点について検討し、それを基に6月初め頃に第1常置委員会としてのまとめの案を用意して委員会を開き、最終的なものをまとめて6月総会に中間報告書として提出できるように進めたいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

次 回 5月21日（火）10：00～12：30

次々回 6月11日（火）10：00～12：30

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和60年1月19日（土） 10：00～16：00

場 所 学士会分館3号室

出席者 藤巻委員長

下沢、原島、大口、外池、市川、高田、山野各専門委員

長谷臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、教養教育の問題ならびに大学評価の

問題について、そのまとめを担当された下沢、高田の両委員から先ず問題提起をしていただき、これについてご討議を願うことにしたい。

討議の順序としては、初めに市川委員がまとめられた資料「大学の活動における諸問題」を基に議論を進め、そのうち大学評価の問題や教養教育の問題について協議したいのでよろしく願う。

以上の挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 「大学の活動における諸問題」について

初めに委員長より次のように述べられた。

この「大学の活動における諸問題」の資料については、前回(12.10)の委員会において市川委員よりその内容について詳しい説明があったが、当日は時間的に余裕がなくこれについての十分なディスカッションができなかったため、本日はこの問題から検討することにしたい。

以上のように述べられたのち、次のような意見の交換が行われた。

- これまで、大学の活動における諸次元のうち「設置者との関連」ということについては全く議論していないが、それでよいものかどうかということが若干気がかりである。それから、国立大学としてどのような役割があるかという問題や、教官の人事の問題等もかなり重要な問題ではないかと思われる。
- この委員会として国立大学の意義、役割について考えることは大変重要なことであると思うが、そのことについて現在まであまり議論されて来なかったように思われる。例えば、予算の配分の制約、教官の身分上の制約、その他もろもろの制約が学問の自由を制約しているのではないかと思う。

また、国立大学の授業料について、国大協としては授業料の値上げがある都度、関係方面に要望を行っているが、これは教育の機会

均等という見地から国が教育に責任をもつべきだとする考え方に基づくものと思う。ところが最近、受益者負担主義という思想が強まってきて、国立大学の授業料の額を抑止することが難しい状況となってきている。この受益者負担という考え方と、国立大学であるから授業料は低廉であるべきとする考え方とをどのように考えればよいのか、その辺の問題が曖昧なままになっているように思う。

- 学問の自由とか、大学の自治という問題が出てきたのでその問題について考えてみたいと思う。学問の自由を保障するために制度的に大学の自治というものが認められているわけであるが、それは何々からの自由、即ち国家によって、あるいは設置者によって、侵害を受けることのない自由ということであると思う。

具体的に言えば、これこれの研究をしてはいけないとか、または、それを取ってしまった場合身分に影響があるとか、あるいは刑罰を受けるとか、研究者が積極的に学問をしようとする場合、それに対して干渉があるのを排除するというのが本来の学問の自由ということである。

この学問の自由の保障をするためにある大学の自治の核心をなすものは、教員人事ということである。教員の人事を自主的に行わない限り自由に学問の研究が行えないから、教授会のような専門家集団によって人事権の確立を行うようになっている。

このように、何々からの自由という側面は、近代から現代に至るまで普遍的に妥当としている点であると思う。これを基本的に抑えておいて、その自由をさらに実質化させるための条件を築いてゆくことが今後重要な

ってくる。例えば、知る権利として、情報公開を求めるなども表現の自由と関連してくる問題であると思う。

○ 大学の評価に関わる問題であるが、大学の評価を設置者の方でやるとする場合、その評価の主体を例えば審議会のようなものを設けて実施するということになる、その審議会の構成員ということが問題となる。

○ 自分の評価を自分自身でやるということは仲々むずかしいことである。また、大学の評価を大学の中ですることも、何か比較ができないのではないか。そのような意味からも、自己評価だけで評価するということは危険である。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、次の議題に移った。

2. 教養教育の問題について

この問題について次のような意見が交された。

○ これまでにこの問題の改革案として市川案や下沢案が提出されているが、もう少し現状に近づけての改革案について議論をする必要があるのではないか。

○ 現状に近づけての改革案は、国大協の中の「教養課程に関する特別委員会」から出ているレポートでよいと思うがいかがであろうか。

○ それも一つの案として挙げられるものと思うが、何か歴史的なことを眺めながら現状を基礎とした改革案のようなものが考えられないものであろうか。

○ 一般教育はどうあるべきかという問題は、国立大学とは何かという問題に関連してくる問題のように思う。

国立大学について、歴史的な移行あるいは

段階的な移行というところからみて変化があることは事実であり、今までの国立大学が過去の蓄積の上でかなり硬直化しているという認識も確かにある。これを、市川、下沢の両案を基にまとめてみると次のようになるのではなかろうか。

国立大学の最初の段階では、このようなものが必要であるのではないかと考えながら少数のエリート、いわゆる「国家に必要な人材」の養成型が取られてきたと思う。ところが現在は次第に成熟の社会に入ってきているので、そのような成熟の社会の中で一般教育というものをどう考えるかということが問題となるのではなかろうか。

現在、大学は非常に大衆化してきているので、その中で育てたいのは「教養ある人材」ということであり、そのようなものも含めて専門の高等基礎教育に力点を置かねばならないということであろう。教養ある人材の養成という点で考えられることとして、一般教育担当部局ではリベラルアーツ型の教育を強調しなければならないと思うが、高等基礎教育の方でも、現在極めて専門が分化してきているので、それを統合するような学際的なところを重視しなければならないのではないかと思われる。

○ 95の国立大学の中には、いろいろな形の大学があってもよいわけであり、中には一般教育というものをはっきりと区別しないというような大学もあってよいのではないか。

○ 教養部の問題で残っている問題として単位の問題があると思う。これはもう少し柔軟にしてもよいのではないかと考えられる。そこで、市川案の「教養Ⅰ」「教養ⅡA・ⅡB」の内容をある程度詰めておく必要があるよう

に思う。

- 「教養Ⅰ」に含まれる考え方としては、2つの側面があるものと思う。その一つは“知識”という面であり、他の一つは“知恵”という面である。知識という面については、大学という僅かに限られた期間の中でその必要と思われる総てを教養教育によってカバーすることは殆ど不可能である。そこで、必要なのは知恵の面ということであろう。

それでは知恵にはどのようなものがあるかという、一つには、自分が必要になったときにどれだけの知識を獲得しておればよいかということであり、もう一つは、ある目的のためあるいは自分の思考を深めるためなどにどのような組立てで論理を進めることができ、またそれをサポートする知識を取り込むことができるかということであろう。このような観点で大学における語学教育をみると、“技術”という側面より“文化”という面でこれを把えることができるのではなからうか。

- 教養部時期の学生の知識の基になっているのは高校止まりの知識であると考えられる。そうであるとする、一般教育の柱として現行のように「人文、社会、自然、外国語、体育」という分類を立てるのがよいのか、あるいは「総合科学」というような形で扱った方がよいのかという問題が考えられるのではないかとと思われる。ただし、後者の場合は外国語、体育については別である。
- 外国語についてであるが、現在では第2外国語は教養課程で修得しなくともよいという大学もあるようである。また、外国語の話術については、大学以前の問題であると思われるが、それができていないので大学でやるより仕方がないということである。

- 体育の問題についてであるが、体育は他の教科とは異質であるということから、大阪大学では健康体育部として教養部とは別に分離して行っており、医学系の講義と体育実技とを行っている。

- 教養課程の理科系学生に対する人文系学科の単位と、人文系学生に対する自然系学科の単位のことでは何か議論しておく必要はないか。

- 市川案では、「教養Ⅰ」は「全学生が普遍的に持っているものと期待される教養」とされているが、例えば理科系の学生に「教養Ⅰ」に関して、教養課程において自然系の概論的なことをやらないで専門課程のところでそれをやろうとしてもその機会があるであろうか。もしもこのような概論的な学問が教養課程の時期に必要なものであるということであれば、理科系であろうが文科系であろうが区別なく共通にやる必要があるのではないか。

- 専門の分野では同じ人文系であっても、例えば法学部と経済学部とでは、基礎の学問のところでは経済学部では不要と思われるものが法学部では必要であるということもある。

- 人文系で現在問題となる一つの問題として大教室での授業ということがある。大教室での授業では、授業内容を相当工夫しても、例えば“知恵”が“知識”として受け取られる場合がある。これなどはその授業形態による問題であると思う。

- 広島大学や岩手大学では、教養部を改組して総合科学部とか人文社会科学部というようになったようであるが、それによって教官の意識とか、学生の態度とかが変ってきているのであろうか。もしも今後、教養部を学部昇格させようというような考え方があるので

あれば、これらの結果を調査する必要があるのではなからうか。

- その調査については、54年に教養課程に関する特別委員会より出された「教養課程組織改編に関する調査報告書」の中で詳しく述べられている。それによると、教官の意識はかなり向上したということが言われている。た

だ、教養部の研究・教育条件の改善、特に予算上の格差是正については全学的な協力が必要である、ということが言われている。

おおむね以上のような意見の交換があって、本日の議事を終了した。

次 回 3月6日(水) 10:00~14:00

大学のあり方の検討小委員会

日 時 昭和60年4月6日(土) 10:00~16:00
場 所 学士会分館3号室
出席者 藤巻委員長
下沢, 原島, 大口, 外池, 明島, 市川, 高田各専門委員
山野臨時専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本小委員会は3月に入ってから6日、20日、29日と引続いて3回開催し、主として「専門分野別現状の解析と問題の所在」ということについて、各分野の担当委員よりそれぞれまとめの案を提出してもらい、その内容について説明を受け、検討を重ねてきた。これで、第4章の「専門分野の問題」については、ほぼ審議は終了したので、本日はその他の章のところでも十分に議論がされていない部分についてご検討を願いたい。

以上のような挨拶ののち、議事に入った。

[議 事]

1. 小委員会報告(案)のまとめについて

初めに下沢専門委員より「第1章 まえがき」「第2章 検討作業の基本方針」「第3章 大学における教養教育」について、ついで高田専門委員より「第5章 大学における評価の問題」について、それぞれ原案を基に説明があ

り、これについて質疑および意見の交換が行われた。

その論議の主な点は以下のとおりである。

- (1) 報告書の日付の点について
- (2) 「基本的機能——教育レベル」の図表の内容について
- (3) 第3章の教養課程の問題の名称について
- (4) 学校教育の体系の中での教養教育の位置づけについて
- (5) 大学における教育評価について
- (6) “恣意的”評価について

主として以上の事項について議論があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日の議論をもって、今回提出しようとする報告書(案)の各章にわたっての審議も終了したと思われるので、来る4月12日に開催される第1常置委員会までに、各委員は各自の分担のところをおまとめおき願いたい。そして、それをまとめて小委員会の報告書(案)として第1常置委員会に提出したいと考えている。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 昭和60年2月23日(土) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

帷子, 久佐, 福田, 小野, 井出, 金子, 潮木,
丸井, 井沢, 脇坂, 谷口, 田中, 坂上, 井上,
松山, 江橋各委員

宮崎, 猪岡, 松井, 金子各専門委員

(大学入試センター)小坂所長, 木村管理部長,
白石事業部長

猪委員長主宰のもとに開会。

本日は、入試改善特別委員会におけるその後の審議状況について同委員会の松田委員長よりご説明いただき、これを踏まえて大学入学者選抜方法の改善についてご協議いただきたいと考える。それから、「昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日」については、昨年秋の総会において一応了承が得られ、これを高等学校側の合意を得たうえ理事会に諮って決定することとしていたが、その後去る2月1日に開催された全国高等学校長協会全国理事会においてこれが了承されたので、後ほどこの間の経緯について丸井委員よりご報告いただいたうえで、来る2月28日開催の理事会にこれを諮ることとしたい。

以上のように述べられたのち、本日の議事に入った。

〔議事〕

1. 昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について

これについて、まず丸井委員より次のように説明があった。

昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について昨年秋の総会において、本委員会としては60年度と同様1月末の土曜日・日曜日とする

方針に基づき1月25日(土)・26日(日)の両日ということにしたい旨説明し、了承されたが、これについては、従来より2月上旬まで実施日を繰り下げを希望している高等学校側との意見調整を図る必要があるため、この決定については高校側の了承が得られるまでまっとうで本年2月開催の理事会の議に付して決めることとしていた。その後、去る2月1日に開催された全国高等学校長協会全国理事会において、これが了承されたので、既定の方針に副って来る2月28日に開催される理事会に諮って承認を得たいと思う。

なお、共通第1次学力試験の実施期日について高等学校側では、一時「2月上旬への繰り下げ」ということに加え、「日にちの固定化」ということも合わせて考慮してほしいということであったが、その後、「日にちを固定化する」ことについては、年度によって試験期日がウィークデーになるが、ウィークデーに高校の教室を受験場に提供することは授業に差支える虞れがあるとの反対意見が内部にあることから、これについては撤回したいということであった。

以上のような説明があったのち、委員長より、昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日を1月25日(土)・26日(日)の両日とすることについて諮られ、これを了承した。

なお、関連して、入試問題についての公立大学協会との懇談（60. 2. 15）および高等学校長協会との懇談（60. 2. 22）の様相について報告があった。

2. 大学入学者選抜方法の改善について

委員長より、大学入学者選抜方法の改善については、冒頭申しあげたように入試改善特別委員会の審議状況を踏まえてご協議いただきたいと考えるので、まず委員会の審議の様相について松田委員長よりご説明いただくこととしたい、と述べられ、これについて同委員長より概ね次のような説明があった。

入試改善特別委員会は一昨年7月に初会合を開催して以来1年半の間に17回にわたり本委員会を開催し、入学者選抜方法の改善について検討を重ねてきた。本委員会ではこの問題の検討を行うについては、共通入試制度の根本に溯りこれの廃止ということも含めて種々検討したが、共通入試制度に代り得る秀れた方法は見出し難く、結局この制度の維持を前提として入学者選抜方法の改善を図ってゆくこととした。

そして、入試改善について各国立大学長個人宛アンケートで意見を徴しながら検討をすすめてきたが、これまでに行った審議において入試改革について本委員会としての意見の方向が固まってきたので、これを踏まえて具体的改革案を盛り込んだ中間報告案を取りまとめることとなり、日下小委員会の作業グループにおいてその取りまとめを行っているところである。

その中間報告については、共通第1次学力試験の利用方法の弾力化ということを基調にして取りまとめることとしており、この中で改革案として提案したいと考えているのは、「共通第1次学力試験の試験実施教科目数」について及

び「受験機会の複数化」についての二点である。そして、試験実施教科目数については、「共通第1次学力試験の利用の方法については、各大学の主体的な判断を尊重し、その受験教科目の数は各大学の決定に委ねる。国語、数学、外国語、社会、理科の5教科の問題を作成し、試験を実施する。社会と理科については、受験科目をそれぞれ1科目とするとともに、現代社会及び理科Ⅰを試験科目から外すこととする」というものであり、また、受験機会の複数化については、「第二次試験に一定の実施期間を設け、各大学・学部はこの期間の中で自由に試験期日を設定するものとし、入学志願者がその第二次試験を受けることのできる大学の数は、2校までとする」という内容で文章を整理することとしている。

なお、中間報告案取りまとめの参考とすべく、過般、入試改善特別委員会が各学長個人宛実施した「共通第1次学力試験の試験実施教科目数」および「第二次試験の試験期日」についてのアンケート調査の結果についてそのあらましをご報告申しあげておきたい。まず、試験実施教科目数に関する設問「各大学は原則として5教科を課すが、特に希望する大学は4教科または3教科でもよいとしたとき、貴大学・学部が4教科または3教科となる可能性」に対しては、「かなりの可能性がある」と「いくらか可能性がある」が合わせて35大学あり、これは全国立大学の約3割に当る大学（学部）で教科を減らす可能性があることになる。また、二次試験の試験期日についての設問「原則として3月4日と5日に行うが、希望する大学は、これより後の時期に行ってもよいとしたとき、後の時期に二次試験を行うことになる可能性」に対しても「かなりの可能性がある」と「いくらか可能

性がある」が合わせて35大学あって、これも全体の約3割に当たる大学（学部）で二次試験の期日を後へずらす可能性が考えられるとしている。これはいずれの回答も当初の予想を上回る数値であり、改革案構想をまとめるうえで貴重な参考になった。

ところで、入試改善に関する審議の今後のタイムスケジュールについては次のように考えている。まず来る2月26日に開催する入試改善特別委員会において中間報告案の取りまとめを行ったうえで同28日に開催される理事会に提出することとしたい。そして、理事会においてこの中間報告の大綱について了承が得られたなら、これにもとづき入学者選抜方法の改革案についてのアンケート案を作成し「中間報告」を添えてこれを各大学宛送付することとしたい。そして、4月乃至5月上旬頃を目処に改革案に対する意見を徴し、来る6月開催の総会においてこのアンケート調査の結果を踏まえて改革案について討議のうえこれを決定する、という段取りで取り運ぶこととしたい。

以上の説明について、次のような意見交換があった。

- 一定期間内に各大学が自由に二次試験の期日を決めることによって国立大学への受験の機会をふやしたいということについて高校側は、試験期日の振り分けについて何らかの方法で調整を図らないと、これをスタートさせても、結局大部分の大学が同一期日に実施することになりはしないか、という危惧があるようである。
- 受験機会の複数化ということはぜひ考えられなければならないが、各大学ごとの二次試験の期日を国大協で予め調整する、というようなことはすべきではないであろう。やは

り、これは各大学の自主的判断によって行われるべきではなからうか。

- 受験機会を2回とした場合、あらかじめ志望校に順位をつけておく必要があると思われるが、その時期を共通第1次学力試験実施期日以前とするか以後とするかという問題がある。これについては、現行では共通第1次学力試験の出願時に志願大学・学部名を記入させているが、第二次試験の出願には当初の志望校を変更してもよいことになっているので、この点も考え合わせて検討する必要があると思われる。
- 改革案で、共通第1次学力試験の試験科目から外すこととしている必修科目の「理科I」および「現代社会」については、以前、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の試験教科目」を決めるとき、第2常置委員会の入試教科目改訂専門委員会で慎重に検討したうえでこれを試験科目に加えた経緯があり、この両科目を試験科目としないというのであれば、その理由を明確に示す必要がある。
- 改革案の社会の試験科目に関することであるが、新高等学校学習指導要領においては、「現代社会」については当分の間これに替えて「倫理」及び「政治・経済」を履修することがきることになっており、改革案にあるように「現代社会」を試験科目から外すことについては、「現代社会」に替えて履修した「倫理」及び「政治・経済」を「日本史」「世界史」「地理」と同じ位置づけとして試験科目としてよいかどうか、ということが問題となろう。
- 受験の機会を複数化した場合の問題点の一つとして考えられるのは、受験者数の増大に伴う試験処理事務の煩雑化ということがあ

る。若干の公立大学で現在、二次試験を3月4日・5日以降にずらして実施しているが、それらの大学では受験生の数が多いえ試験日から合格発表期限（3月20日）までの時間が接近していることから勢い丁寧な試験を行うことが難しい状況があるようである。この点から、受験機会の複数化を図るについては合格発表期限についても3月20日以降に繰り下げられることも考慮されてよいと思われるので、一度私立大学側や文部省と話し合ってみる必要があろう。

- 改革案は、共通第1次学力試験の試験実施教科目について5教科5科目という方針を打ち出しているものの、一方、「試験教科目の数は各大学に決定を委ねる」として、5教科以下の試験教科目数を認めているが、これは「高校教育における一般的基礎的学習の達成度を測る」としている共通第1次学力試験の理念と齟齬を来すことにはならないであろうか。
- それから、5教科以下の試験教科数を認めた改革案について、高等学校側では、5教科を課す大学・学部の数が増えるにすぎなくて徐々に減ってゆき、そのことによって高校教育に歪みをもたらすことになりはしないかということ懸念しているようである。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

国立大学入学者選抜方法の改善について検討をすすめていた入試改善特別委員会において、これまでに改革案がほぼ固まったということであるので、本委員会でも今後、共通第1次学力試験の改革に伴う実施上の具体的な問題について

検討する必要があると思われるので、これについて来る3月12日（火）に本委員会の小委員会と入試教科目改訂専門委員会の合同会議を開催し協議することとしたい。

3. 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン(案)」について

これについて、丸井委員より次のような説明があり、了承された。

本案については、昨年10月18日に開催された理事会において、これの作業の趣旨と経緯について説明のうえ審議した結果、これを再検討することとし、この旨を同11月開催の総会に報告したが、来る6月総会にこれの改正案を作成のうえ提出することといたしたい。

4. 昭和60年度共通第1次学力試験の実施結果等について

これについて小坂大学入試センター所長より、配付資料「昭和60年度共通第1次学力試験実施結果の概要」をもとに詳細な説明があった。

また、昭和61年度共通第1次学力試験の実施に関し同所長より、61年度共通第1次学力試験の出願受付期間については、従前に倣えば「60年11月1日から10日まで」の10日間ということになるが、受付期限前日の11月9日（土）は第二土曜で銀行は休業、11月10日は日曜日に当り一般の郵便局は休業になるので、郵送による願書の提出のことや検定料の納付等のことを考慮して、これを2日間繰り上げて「10月30日（木）から11月8日（金）」とすることとしては如何かと思われるので、お諮りしたい旨述べられ、協議の結果、これを了承した。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和60年2月15日(金) 13:00~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 諸星委員長

八戸, 小林, 梅津, 黒木, 加藤, 吉利, 川端,

松本, 山川各委員

舟橋, 安藤各専門委員

森嶋東大庶務部長

(文部省) 日下人事課給与班主査, 他1名

第4 常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日出席の文部省日下人事課給与班主査及び上田給与班第四係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 研究技術専門官制度について

委員長から、研究技術専門官制度のその後の状況について文部省側より説明願いたい旨述べられ、これについて日下人事課給与班主査より概ね次のような報告があった。

この問題についてその後格別の進展はないが、一昨日から始まった人事院での各省人事担当者の会合で、専門技術職についての話も出たので、その状況等についてご報告する。

人事院は、今回新しく設けようとしている専門技術職の対象を4省13職種を中心に考えており、これら該当職員は約6,000人であるが、この中には、国立大学関係者は入っていない。

当方としては、前回の会議でもご説明したように、教室系技術職員約6,800人のうち、「理論値試算」で算出された約5,200人を専門技術職俸給表の対象人員とするよう人事院と折衝しているが、まだその結論は出ていない。

人事院がなぜ国立大学の教室系技術職員を専門技術職に入れることをためらっているかという点、これらの職員の実態をみると、その職務の位置付けが明確でないという点にあるようで

ある。つまり、条件整備ができていないということであって、人事院としては、国立大学の技術系職員について、専門職であるべき集団とそれ以外の集団の区別を明確にすること、またそのポジションに対し理論的に明確な位置付けをするよう求めている。そのようなことから、現状のままでは昭和60年度の人事院勧告の中に盛り込む専門技術職対象官職に国立大学の技術系職員は加え難いということである。

しかし、これまでの経緯からして、いま直ちに結論を下すのではなく、今年度末までという取りまとめの期間をずらすことによって、国立大学側の条件整備が整った時点で追加措置をとるという余地を残した取扱いも人事院としては考えているようである。

なお人事院では、国立大学教室系技術職員の待遇改善について二つの考え方を持っているようである。その一つは、従来から国大協および文部省が要望している専門技術職俸給表を適用するという考えであり、二つ目は、現在の行政職俸給表(一)の中で、条件整備をしたうえで上位等級に昇格して待遇改善を図るという考え方である。つまり技術系職員についての“線引き”が困難ならば、新制度へ移行させなくとも現行給与体系の中で上位等級昇格ができる仕組みを考えてはどうかということである。

そのようなことから、この専門技術職の問題についてどのように人事院に対応していくかと

なると、次のようなことが考えられる。

- ① この専門技術職の問題は、国大協および文部省がその提案の発起人であるから、どうしても今年度末の第1次の枠に入れてもらうようにする。
- ② もう少し時間をかけて、専門技術職適用のために必要な条件整備を全国レベルで検討する。

以上のいずれかの方法を選ばなければならないが、②の方法をとる場合、人事院としては、条件整備の出来た大学から逐次専門技術職への移行ということは考えておらず、全国立大学一括の移行を考えている。なお、①の場合は、本年度末までに結論を出す必要があり、時間的な問題がある。

また、人事院が専門技術職に該当すると考えている4省13職種は、それぞれ試験制度や資格要件が充足しており、かつ中級職試験合格、大学卒となっているなど、その入口が非常にしっかりしている職種である。それで、大学関係職員の中でこれらと比肩するものとなれば、相当高位の層に絞られてくることになる。試算ではあるが、教室系技術職員で中級職以上、大学卒となると約8%、520人くらいということになる。これでは大多数の技術職員の期待に反し、高学歴者や有資格者という一部の職員の待遇改善ということになってしまう。また、それら一部の技術系職員を専門技術職に移行させることによって、教室系職員の給与体系が現在の3本建から4本建になり、混乱をまねく要因になるのではないかと懸念される。

概ね以上のような経過報告があり、ついでこれに関連して主として次のような点について意見の交換があった。

- 人事院が言う「条件整備」の具体的内容について。
- 教室系技術職員の待遇改善についての二つの方途について。(専門技術職への移行か、現行給与体系内での改善措置か。)
- 大学の特殊事情に基づく別途の専門性の資格基準の設定について。
- 専門技術職への移行の緒(いとぐち)を開くため少数の対象であっても今回移行させるか、あるいは条件整備検討のため1年待つことにするか。

以上のような点について意見交換があったのち最後に委員長より、この問題の取扱いについて次のように述べられた。

この件については、来る理事会において私からこの問題の経緯について報告し、理事会の意見を伺ったうえで結論を見出すよう努力することにしたい。

2. 次期委員長の選出について

諸星委員長が来る3月末を以て学長任期満了により退任されることになったため、後任の委員長の選出を行うことになり、協議の結果、次期委員長に黒木委員(茨城大学長)が選出された。なお、その任期は、役員・委員の改選が行われる6月総会の時点までとした。

3. 大型計算機センターの技官と技術専門官制度について

このことについて、東京大学理学部有馬教授(東大大型計算機センター長)より、「全国共同利用大型計算機センター長会議」がまとめた標記の報告書についての説明と、これに基づく大型計算機センター技術職員の専門技術職への適用についての協力方の要望があった。

これに関連して、東京大学森嶋庶務部長より、東京大学工学部教職員組合がまとめた『「専門技術職」問題に関する提言』について説

明があった。

以上で本日の議事を終わり、最後に諸星委員長より退任の挨拶があって、閉会した。

第5常置委員会

日時 昭和60年2月18日(月) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省)、菅野、山本(正)、田中、佐藤、野村、佐々、本多、林、藤永、栗屋、遠藤、東江各委員
山本(清)専門委員

(文部省)内田国際企画課長、草場国際教育文化課長、長谷川国際学術課長、長谷川留学生課課長
補佐他2名

鈴木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、昨年12月、英国学長団来日の際は、私が急病のため入院しご迷惑をおかけしたが、会長はじめ文部省の方々のお骨折りで滞りなく行事を遂行することができた旨報告があり、ついで本日の議題についての説明と、このため出席された文部省関係官の紹介があった。

〔議事〕

1. 昭和60年度の国際交流関係予算について

初めに内田国際企画課長より国際交流関係予算の全般の状況について説明があった。

続いて、長谷川留学生課課長補佐より、配付資料「昭和60年度留学生関係予算主要事項」「留学生数の現状」に基づき留学生課の所管事項について補足説明があり、ついで草場国際教育文化課長と長谷川国際学術課長より、それぞれ所管の予算に関し補足説明があった。

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交換があった。

○ 留学生受入れに伴う、「専門教育教官」の

ポストは現在は講師ということになっているが、しかしある期間が経過すると当然、助教授への昇格問題が生じてくる。それについて文部省ではどのように考えているのだろうか。

○ 1学部40名を超える留学生を抱える学部に対して講師1人をつけるという方針で、今年は7名、来年は20名の予算措置をしたわけであるが、基準からみてもまだ不足しており当面はその増員を図らなければならないという状況にあるため、ご指摘の件については今のところ検討するまでには至っていない。

○ この専門教育教官の専門分野は定められているのであろうか。

○ 文部省としては、留学生が共通的に学ぶ可能性の高い科目を担当していただけるような講師を採用ねがいたいということをお願いしているだけで、実際にどういう科目を担当させるか、あるいはどこの講座にはりつけるかは各大学の判断に委ねている。

○ 私の大学でも、外国の大学と交流を図っているが、拠点大学方式による学術国際交流はこれと性格を異にするのであろうか。

- これは学術審議会の建議に基づいて実現されたもので、拠点大学方式による交流は、相互に、ある特定の大学が中心となり、また交流の分野も特定して、他大学がそれに協力するという、一種の大学連合の形を作って交流を図っていくものである。なお、現在まで、この方式はアセアン諸国を対象に実施（昭和60年度に1交流が認められ、都合5カ国11交流となる）されてきている。また、これについては今後とも拡充する予定である。
 - 行政組織体制の整備として国際主幹設置1大学、国際交流課の設置1大学となっているが、これに伴って、どのような定員増が措置されるのであろうか。
 - 国際主幹の設置は1名の純増となるが、あとのスタッフは当該大学の学内措置で賄って貰うことになる。国際交流課の設置は国際主幹の振替えであるが、事務官1名を増やすことにしている。
 - 「新留学生会館基本設計」という予算項目があるが、留学生会館の設置はどこで要求するのか。
 - 留学生会館は日本国際教育協会がその運営に当たっている。
 - 来年度予算で設置を認められた“日本語教育資格認定準備調査”のため委員会を設置するとのことだが、この委員会と、従来より設置されている“日本語教育施策の推進に関する調査研究会”との関連をご説明ねがいたい。
 - 後者は、昭和58年秋に設置して後、今日まで約1年半ほど、主として日本語教員の養成とその資格の問題を検討ねがってきた。その結果、ほぼ考え方もまとまったので、今年の3月頃までに全体会議を開き承認を得たいと答申を公表したいと考えている。しかし、この資格制度等に関しては技術的問題も多いので、この答申を具体的に実施するに際しての技術的・実務的な詰めを検討する必要があるため、その調査研究のための委員会を設置することにしたものである。なお、現時点での見通しとしては、早ければ昭和61年度ぐらいを目途に日本語教員資格認定試験を実施できればと考えている。
 - 留学生の募集・選考のシステムについてお伺いしたい。
 - 現在、在外公館を通じて公募するルートと、各大学の推薦によるルートの2つの方法で留学生の募集・選考を行っている。また、前者に国ごとの人数の割当てがあるように、後者についても人数の枠があり、最近では各大学が留学生受入れに積極的であることを反映し、これの競争率も高くなっており、ある意味では在外公館ルート以上に厳しくなっている。
- なお、在外公館ルートでの留学生選考に際しては、各大使館で面接等を実施し、その留学生の資質・性格等をみているが、大学推薦の場合、大学関係者が現地で留学希望者と面談するなどしたうえ推薦されるケースもあるが、直接接触することなく不十分な情報のまま推薦され、来日後不適應のためノイローゼになり帰国を余儀なくされるというケースもあるので、大学推薦の際は、優秀かつ良好な学生が留学されるように適切な方法を講じていただきたい。
- 今後、地方大学も留学生受入れの増加を図らねばならない状況に立至るものと予想される。地方にある私の大学でも、現在薬学部を中心に15名程度の留学生を受入れているが、

小人数であるため留学生会館の設置は認められない。そこで県に相談した結果、県も協力的で、県と民間からの資金を基に、留学生の世話も含めた国際交流を目的とした財団が設置されることになった。

- 21世紀への留学生政策懇談会の「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭58.8)及び留学生問題調査・研究に関する協力者会議の「21世紀への留学生政策の展開について」(昭59.6)においても、国の努力とともに地方公共団体も、国際交流の推進において大きな役割を果たすべく期待されると提言されている。これらの提言を踏まえ、文部省としても、例えば全国知事会議等の席上で、この趣旨の周知、協力方を依頼している。従って、ただ今の話のように県などの協力の下に事業を推進していただければ大変有難い。なお、ただ今の話のほかに、神戸市、横浜市等も財団を設置し、国際交流を目的とする会館の建設などを計画していると聞いている。

- 21世紀に向けて留学生10万人を受入れるという提言がなされているが、その提言が実現される場合、私立大学は学部学生を中心に大量の留学生を受入れることになるが、文部省としてどのような対応を考えているのであろうか。

- まず現状を説明すると、昭和59年5月1日現在の留学生総数12,410名のうち、大学・大学院在籍者は10,754名である。このうち国立大学は5,029名、公立大学332名、私立大学5,393名である。また傾向としては、国立大学は大学院が中心で、私立大学は学部学生が多い。

21世紀初頭の2000年時点で10万人の留学生受け入れが達成された場合、現在の一応の目途

として、学部レベル6万人(1年くらいの留学も含む)、大学院3万人、あとの1万人は高等専門学校・専修学校への留学ということ想定している。そして、この学部6万人のうち、国立大学はその4分の1の15,000名程度を想定している。なお、大学院については国立大学が中心になると思うので、3万人のうち2万人は国立大学で、残り1万人は公・私立大学への留学を考えている。

以上のような見通しの下に、現在、私立大学関係者等と種々意見の交換をしている段階である。

- 大学院を設置している大学は相当数の留学生を受入れることになるが、その場合、定員外として取扱われるのか。

- 留学生には、研究生等、定員的な考え方にないものもあり、今のところ定員外ということで考えている。しかし、将来、人数が多くなった場合、支障が生じるかもしれないので、その時は別途検討したい。

- 昭和60年度国費外国人留学生は前年度より230名増となり、そのうち研究留学生が175名増と大半を占めているが、その在外公館および大学推薦分の比率を伺いたい。希望としては大学推薦の方を増やしてほしいと思っている。

- 大学推薦も要望が強いので増やさなければならぬし、一方、在外公館ルートの方も政治的な絡みもあって減らすわけにもいかず、文部省としてもそのバランスのとり方に苦慮している。今後、種々相談の上、適切なバランスを図ってゆきたい。

- 現行規則では、大学入学資格として12年間の中等教育修了が必要とされているが、諸外国の中等教育期間はそれぞれ異なるので、受

入れに際して柔軟に対応しないと、留学生を多数受け入れられないという問題が生じてくるのではなからうか。

- 学校教育法で、大学入学資格は12年以上の中等学校教育を修了した者と定めている。しかし、現在でも例えば、フィリピンでは中等教育期間は11年であるが、日本へ来日後の1年間の日本語学校等における日本語教育の期間を加えて、12年間と換算する等、現状の枠の中で極力弾力的に対応するよう努めている。

以上のほか、留学生の学位取得の問題、最近のユネスコの問題等に関して若干意見の交換があったのち、これについての協議を終わった。

2. 昭和60年度の外国学長招致事業について

このことについて、委員長より配付資料「文部省及び国立大学協会による大学長招致について」「日本とインドネシアの交流」に基づき、概ね次のような説明および提案がなされた。

この件に関しては、すでに数回に亘り協議を重ねてきているが、その際の意見を整理すると、次の3つに大別できると考える。1つは、留学生が多数来日している国の学長を招致する案であり、2つ目は、北欧諸国の学長を招致する案、3つ目は、社会主義国より招致する案である。

私としては、今回は留学生の多い国の学長を招致したらどうかと考えている。今までの招致国を見ると、先進国と発展途上国の2つに分類できると思うが、昨年は英国学長を招致しているので、今回は東南アジアから招致したらどうかと考える。そのうち、すでに招致済みの国を除くとすると、来年度についてはインドネシアということになるが、これについてご意見を伺

いたい。

以上の提案に対し特に異議もなく、60年度の招致国はインドネシアということに決定された。

続いて、草場課長よりこれの実施に関して次のように述べられた。

昭和60年度はインドネシアより学長を招待することに決定されたので、文部省としては、外務省を通じてインドネシア教育省の高等教育局にこの件について申し入れることにしたい。なお、訪問時期等については先方の希望を聞き調整したいと考えるが、当招致事業では大体秋口に来日ねがっているケースが多いので、先方に対しては10月～11月頃を一応の案として提示することにしたい。

3. ドイツ連邦共和国との大学長交流について

このことについて委員長より、配付資料「ドイツ連邦共和国との大学長交流」に基づき次のように述べられた。

昨年1月、ドイツのデルトブルクで開催されたOECDの会議に平野会長が出席されたが、その際、ザルヘム博士との間で、国大協が毎年実施している学長招致事業のことが話題になったようである。そのためもあってか、去る1月ドイツ学術交流会(DAAD)のシュトゥッケンシュミット東京事務所長より文部省国際教育文化課を通じて、1985年にドイツ連邦共和国大学長協会が日本の大学長を招へいし、翌1986年に同国の大学長が日本を訪問したいという申し入れがあった。

先方の提案内容は、派遣人数は5～7名、訪問期間は2週間程度、また費用負担については、航空運賃は派遣国、滞在費は受入れ国で負担するというものである。これに対し、文部省

は、現在の外国学長招致事業は3名程度の予算措置しかしていないので、もしこれを実施する場合は、人数は3名程度にとどめたい、また費用負担については相互交流ということから全額派遣国負担とすることについて検討ねがいたい等、先方に申し入れているとのことである。それで、この問題をどう扱ったらよいかについてご意見を伺いたい。

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交換があった。

- ドイツ連邦共和国との大学長交流が了承されれば、先程のインドネシアの分を含めると、2年先までの招致国が決定されることになる。また、受入れの準備・運営等のことを考えると、早くから招致国を決定しておいた方が種々好都合と考える。
- 当事業では、イギリス等先進諸国の大学長を招致する一方、東南アジア諸国等の発展途上国からも招致しており、その交流の理念が何か明確でないような感じがする。同じ学長交流であっても、両者の目的は異なってくるのではなからうか。それで、先進諸国の場合は訪問経費は派遣国負担として当事業とは別枠として取扱い、当事業での招致対象国は自費で来日できない国とするというような方式に改めたらどうかと考える。従って、先進諸国からの訪問希望に対しては、その費用が自己負担であるなら、原則として受入れる、という方針にしてはいかがであろうか。

なお、当事業の計画では1年に1カ国を招致することになっているが、これでは呼びたい国があっても仲々その順番がこないことになるのではないか。

また、この事業は交流ということが趣旨な

ので、当方で招くだけでなく先方からも招いて貰うような形にすべきではないかと思う。

- ただ今の主旨はよくわかるし、今後はそういう方向も考えねばならないと思うが、財政状況が厳しいため、外国から招致する旅費も外国へ派遣する旅費も抑制され、発展途上国向けのODA予算以外は増加を認められない状況にある。それで、当事業の分を含む海外からの学者・専門家招致枠18人の予算も、ここ10数年増加なしという状況であり、1年に2カ国を呼ぶのは困難である。従って、この西独学長の訪日計画を受入れるとすれば、全額派遣国負担ということにせざるを得ず、当事業とは別枠として扱うことになる。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提言があり了承された。

特に異議がないようであるので、ドイツ連邦共和国大学長協会からの提案を受け入れ、今年には日本の学長を招待してもらい、来年は西独の学長を日本に招致することとしたい。そのようなことで文部省の方で先方と折衝して頂きたい。なお、先程指摘のあった当事業の見直しの件は、財政的問題もからみ直ちに実現するというわけにはいかないが、当委員会の検討課題としたい。

ついで草場課長よりこの件に関し次のように述べられた。

ドイツ連邦共和国との学長相互交流の件はご決定いただいたので、文部省の方でも、ドイツ学術交流会と折衝を開始したい。なお、この申入れが従来の学長招致事業の枠に入るか否かは、交流の方式にも関係するので（例えば、先方が滞在費は受入れ国負担という方式を強く主

張すれば、当事業に組み入れざるを得ないし、また先方が全額派遣国方式を了承した場合は当事業とは別枠の行事となる)、これらのことを含めてご承認いただければと思う。

4. アメリカ州立大学協会からの学長交流の申入れについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回開催の委員会(昭59.11.5)において、平野会長と私がアメリカ州立大学協会のアンダーソン女史と面談(10月30日)した際の模様を詳しく報告したが、その後、先方よりお手許に配付したとおりの新しい提案(訪問日程・訪問希望大学を提示、その他東京・関西の両地区で会議開催を希望)を寄せてきているので、これについてご意見を伺いたい。なお、この訪問経費は先方の全額負担ということになったが、この接待に伴う諸経費は国大協においてある程度負担せざるを得ないことになる。

続いて石塚事務局長より、同学長団一行の接待に伴う経費の援助の概要について説明があった。

以上の説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

- 今年、アメリカ州立大学協会の学長団を受入れたとして、来年度は日本で学長団を組織し訪問するのであろうか。
- 先方より、同協会の年次総会(来年は11月9日~12日、アリゾナ州フェニックスで

NASULGC との合同会議を開催予定)に合わせて訪問されるようにとの勧誘はきている。しかし、当委員会の協議では、多数の学長が同時に海外出張するのは種々支障が生じる可能性もあり好ましくない、という意見も出されており、参加する場合は自由参加の形にしてはどうか、ということが話し合われたと記憶している。

- 自由参加の場合、国際研究集会の制度を利用することも考えられるのではなからうか。その適用が可能なら公務出張になる。
- 差し当たっては今年の実入体制の方を進めてゆくことにし、来年の訪米のことはその後検討することにした。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられた。

訪問日程を詰めるに際し、その都度親委員会を開催するのは大変であるので、例えば東京と関西地区の学長各1名程度、私の相談相手になってもらい、受入れ作業をすすめたいと考える。

以上の議題のほか、過般日中両国政府間で取り決められた日中学長会議(第1回目は5月6日~13日の間、北京大学において開催、第2回目は来年日本で開催)への学長派遣に関して若干意見交換があり、これについては来る2月28日開催の理事会において、意見および情報を聞いて対処することとした。

以上をもって本日の協議を終了した。

日時 昭和60年1月23日(水) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 牧野, 塚本, 町田, 松村, 高安, 早野, 後藤,
池田, 大藤, 釘宮各委員
宮野, 前田, 築坂各専門委員
(文部省) 佐藤大学課長, 佐藤研究機関課長
他2名

第6常置委員会

有江委員長欠席のため、委員長の指名により大藤委員が司会に当り開会。

初めに大藤委員から本日出席の文部省の佐藤大学課長, 佐藤研究機関課長, 小口大学課長補佐および三宅研究所第二係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 昭和60年度予算案について

初めに佐藤大学課長より、配付資料「昭和60年度国立学校特別会計予算額総表」および「昭和60年度予算案の概要(高等教育局)」等に基づき、昭和60年度予算案の概要について説明があり、つづいて佐藤研究機関課長より、配付資料「昭和60年度予算案重点事項(学術国際局)」等に基づき、昭和60年度の学術国際局関係予算主要事項について説明があった。以上の説明に関し、次のような質疑および意見の交換があった。

- 定年制度導入に伴う不補充措置は来年度も実施されるのか。
- 今年度の不補充措置は、昨年の閣議決定に基づき予算編成大綱に盛り込まれ実施したものであり、今回の予算編成時にはそのような方針は示されていないので、今のところ来年度に実施されることはないものと理解している。

- 基準的経費について詳しく伺いたい。
- 学生当積算校費および教官当積算校費については、現下の財政状況から単価は据置き、教官研究旅費も単価は据置きで、教育研究特別経費は特別プロジェクトの関係で学生当および教官当校費の1%相当分の増、設備充実費は縮減して9.3%の減(大型機器を含めれば8.3%減)、その他は外国人教師が7人増、厚生補導経費が若干増となっている。
- 学生臨時増募について今後の予定を伺いたい。
- 昨年に引続き、今年も各大学に対し臨時増募にどこまで対応できるか照会したい。その場合一般教育について財政的措置がとられることを前提とし、ヒアリングも行うことを考えているがその日程は決まっていない。
- 今年調査費がつくことになった「国際日本文化センター(仮称)」というのはどういうものか。
- 最近高まってきた各国の日本文化に対する関心に応じて、外国人の日本文化研究者に情報を提供する役割を果たす組織で、予算は民族学博物館の経費として計上するが、民族学博物館だけでなく全国的な関係者で構想を検討して貰うことになっている。
- 拠点大学方式による発展途上国との交流には期限があるのか。
- 期限は付されているが、相手国によってま

ちまちであり、更新継続する場合もある。

- 昭和60年度における3大学の学生臨時増募は1校当たり30名乃至42名となっているが、これに対応する一般教育担当教官の増員は各1名となっている。これは、それで我慢してほしいということか。
- 通常は学生20名の増に対し、初年度に一般教育教官1名がつくことになっているが、定員が窮屈なため本年は各大学に1名しかつけられなかった。しかし、61年度にはもう1名追加し、従来のパターンどおり2名ずつとなるよう努力したいと考えている。また、今後の臨時増募についても同じ方針で大蔵省と折衝したい。
- 昭和60年度予算案をみると、当校費が伸びず、一方定員削減による外注費の増大により、教官の研究費、学生の教育費が圧迫され、窒息一步手前というのが実感である。民間の合理化にしてもせいぜい1年か2年で終えており、行政改革も何年も続く活力が失

われることになる。

- 文教施設の移転統合計画について、3年の計画を5年に、5年の計画を7年に繰り延べる意見があるときいたが、財産処分が遅れ、効率も悪くなるので問題がある。

おおむね以上の質疑および意見交換ののち、明1月24日開催の特別会計制度協議会において文部当局に要望する事項について協議を行い、その結果、本日の議論を踏まえ主として次の事項について提言することとした。

- (1) 一般会計より受入れが漸減する現状に憂慮を表明し、特別会計制度の当初の精神に立ち返り、その趣旨を生かすよう配慮されたい。
 - (2) 定年制施行に伴う不補充措置は今回限りとされたい。
 - (3) 教官研究旅費の実質減が研究に及ぼす影響に留意し、今後増額を図られたい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和60年4月26日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野、町田、松村、種瀬、高安、早野、太田(代:後藤)、田中(敏)、後藤、池田、大藤、木村、釘宮各委員

宮野、前田、築坂各専門委員

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された木村等香川大学長ならびに太田名古屋工業大学長の代理として出席された後藤秀雄附属図書館長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 国立学校特別会計制度について

まず、宮野専門委員から、配付資料「国立学校特別会計予算等の推移」に基づいて昭和39年度以降の国立学校特別会計予算の推移とその問題点について説明があり、ついで、国立学校特

別会計制度について、「国立大学の財政の現状と問題点」(昭和53年5月第6常置委員会報告書)を参考資料として、宮野、前田、築坂各専門委員および石塚事務局長から制度の概要および特色——特に①長期借入金制度の導入、②剰余金の積立て、③財産処分収入、④財産の所管換における有償譲渡・無償譲渡、⑤予算の弾力的運用等について、詳細な説明があった。

以上の説明に関し、おおむね次のような質疑および意見交換があった。

- 国立学校特別会計の財源は何か。
- 一般会計からの繰入金のほか、授業料、病院収入、借入金、財産処分収入その他特別会計の収入はすべて歳入となる。これは形式的にはメリットである。
- 建交換制度は物価上昇による危険負担を伴うなど実際の活用はむしろかしくなっているのが現状である。
- 借入金を無計画にするのは問題であるが、病院の施設のためにはこれは大いに役立っている。
- 長期借入れできるのは病院の施設費だけか。
- 原則はその通りであるが、特例として、過密対策の一環として移転する場合の用地購入に対して、現有財産の売却など自己収入で償還できる見込みがあるときに限り、借入れができることになっている。
- 建物は230倍増えている。
- 特別会計の歳入予算の中に占める一般会計よりの繰入れの割合は、当初の昭和39年度は82.1%であったが、昭和60年度は66.2%となり3分の2を割り、初めて実額が前年度に比べてマイナスになっている。

- 特別会計が窮屈になった最大の原因は、この一般会計からの繰入れが減ったことにあるといえる。

以上の意見交換ののち、委員長から、次回本委員会を5月9日に開催するので、追加資料の要望があれば申し出ていただき、協議を更につづけたい旨述べられた。

2. 授業料問題について

初めに松村委員から、配付資料「国立大学の授業料について」(第1常置委員会見解)および「大学学費論の非経済性を正す」(大川政三:『IDE』1983年4—5月号)等に基づいて、授業料問題の論議の動向について説明があった。

この説明のあと、おおむね次のような意見交換があった。

- 教育の機会均等の観点から授業料は低廉であることが望ましいのは、国立大学に限らず私立大学についても同様のことがいえると思う。
- 戦前との比較でいえば、現在の授業料は国立大学が低過ぎるのではなく、私立大学が高過ぎるのではないか。
- 国立大学の授業料のあり方については私立大学との比較だけではなく、教育費負担の面で絶対的にどの程度の授業料が限度かという観点からの検討が必要であろう。
- 低所得家庭の学生は授業料が減免になるというが、サラリーマン家庭の場合は現在の基準では殆ど減免措置を受けられないのが実情である。
- 国立大学は規模に大小はあっても教育理念はほぼ同一として論ぜられるが、私立大学は

千差万別であって一律には論じられない。それで、単純に国立と私立というように比較することはむずかしいと思う。

- 授業料問題を検討するに当たっては授業料を上げる要因を分析しなければならないが、国全体の方向が経済論に引っ張られている現在、単に授業料問題だけに限定せず国の文教政策を論ずる一環としてその理論武装を考える必要がある。

以上をもって本議題についての協議を終了し、さきに授業料に関する見解（案）の作成を依頼した大石委員（本日欠席）になるべく早く

取りまとめていただくよう連絡し、さらに協議をつづけることとした。

3. その他

委員長より、学生の臨時増募に関連して、教官、施設、設備等（特に教養課程）の充実について関係方面に要望してはいかがかと提案があり、協議の結果、次回本委員会で要望をまとめ、とりあえず5月17日開催の特別会計制度協議会に口頭で要望し、必要があれば文書を作成することとした。

以上をもって本日の協議を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和60年2月19日(火) 14:00~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 吉利委員長

井出、吉田、高安、井沢、脇坂、古川、石神各委員

堀、大西、尾島、中川、小椋各専門委員

(文部省) 佐藤医学教育課長、他2名

吉利委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より次のような挨拶があった。

猪学長が健康上の理由で委員長を辞任され、その後任に私が就任することになったが、猪学長には引きつづき委員としてお残りいただくことになった。また前回の委員会の際、欠員委員の補充にあたり、医学部出身以外の学長に委員として加わっていただくことになったので、新たに石神鹿兒島大学長に委員就任をお願いした。なお、本日は文部省から佐藤医学教育課長ほか担当の方々にご出席いただいたのでご紹介する。

以上の挨拶ののち、議事に入った。

〔議事〕

◎「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に対する意見について

初めに委員長よりおおむね次のように述べられた。

厚生省の設置した「将来の医師需給に関する検討委員会」がまとめた“中間意見”について、過般(59.12.19)猪(前)委員長名をもって、医学部をもつ各国立大学にこれに対する意見を求めるアンケートを行ったところ、現在までに若干の大学から回答が寄せられているので、これらを参考にこの「中間意見」について検討を行いたいと思うが、その前に文部省が新たに設置した「医学教育の改善のための調査研究協力者会議(略称「医学教育改善会議」)の

状況等について、佐藤医学教育課長から説明を伺うことにしたい。

ついで、佐藤医学教育課長より、配付資料にもとづき次のような説明があった。

昭和48年以来、新設医大の設置が無医大県解消計画として政府の経済社会基本計画の中で推進されてきたが、琉球大学の医学部設置を最後に一応のメドがつき、これについてはほぼ行政的措置は終わったと考えている。そこで、今後の行政の進め方として、医学、歯学共に量から質への転換をめざし、それぞれ教育の質的向上を図ってゆくことが課題であると考え、関係の先生方の意見をききながら具体的方策を検討する趣旨のもとに、今年1月医学教育改善会議および歯学教育改善会議の二つの会議を設置した。この会議には本委員会の委員である古川佐賀医科大学長にも参加願っており、本委員会とも連携を保ちながら意見を伺い、行政施策の上に反映させたいと思っている。

医学の場合の検討事項としては、一応①社会的要請に応える医学教育のあり方、②基礎医学の充実・振興、③国際化への対応、等を考えたが、1月18日の会合で協議した結果、これらに限定せず、議論が進むところに従って検討事項をふやすという柔軟な対応をしてゆくこととした。

一方、厚生省から「将来の医師需給に関する検討委員会」の中間意見が提出されたので、この問題にもふれざるを得ないと思われる。おそらく社会的要請に応える医学教育のあり方を考える中で、医学部の学生定員はどうあるべきか、病院の大きさ、教官組織、施設・設備、患者の種類と数など医学部の規模との関係について論議していただくことになろう。その場合、

海外の新しい医学教育の流れなども踏まえて論議したいと考えており、2カ月に一度程度の会合を開いて審議してゆくことになっている。

この会議のメンバーには組織の中で責任ある方々をお願いしたが、これは、理想的な意見があるとしても、それを実施する場合の組織上の困難を踏まえた上でどうすれば組織を新しい方向へ向けてゆけるかという検討の進め方をしていただく趣旨からである。

歯学の場合も似たような状況にあるが、厚生省の「中間意見」でも20%の学生定員削減がいわれ、医学より厳しい立場におかれている。

こういう状況の中で、教職員の定員にまで影響が及ぶのではないかという心配があると思うが、これに対しては、今回の会議で医学教育についての哲学（根本的な考え方）を提示していただきながら、文部省としても適切に対応してゆきたいと考えている。なお、国立大学医学部長会議の代表として千葉大学の吉田医学部長に参加していただいているが、これは吉田医学部長が同会議の中に設けられている入学定員に関する専門委員会の座長をしておられるので、その委員会との連携を考慮しての措置である。

概ね以上の説明があったのち、次のような質疑と意見の交換があった。

- 医学教育改善会議は学生定員の削減に関連したことを審議するのか。
- 医学教育についての哲学を出したうえでそのことを検討することもあるかもしれないが、真正面から取り上げるわけではない。
- 医師数が多すぎるから医学部学生定員を減らせばいいというのは短絡的な考え方だが、それが大きな影響を及ぼしている。医学部教官の中には、止むを得なければ学生定員を減

らさざるを得ないと考える人はかなりいると思うが、積極的に減らせという意見はない。更にこれに伴って教官定員をも減らすということになれば問題である。現在でも医学教育の内容は決して十分であるとはいえないのに、教官を減らすことになれば医学教育の質の低下を来たさざるを得ない。ただ、学生定員を減らして教官定員の方は減らさないということは行政的にはむずかしい点があるかもしれない。

- 厚生省の「中間意見」についてのアンケートに回答のあった10大学の意見についてみると、学生定員減に積極的賛成というものは皆無で、条件付賛成とみられるのが6大学あり、その条件として①教官を減らさず又は増員し、設備を充実するなど教育の質を低下させない配慮、②地域差および専門領域についての社会的ニーズへの配慮、などを上げており、質の向上という条件が保証されるなら学生定員減も止むを得なからうという消極的賛成である。積極的反対の意見としては、1～2年検討して昭和64年に間にあうよう決めたらという時期尚早論である。
- 医師養成の質的向上を図るためには、教官数、病床数からみた学生定員の適正規模を考える必要があり、そういう教育する側の視点というものがこの「中間意見」には欠けているように思う。
- この問題を国大協で取り上げる意味はどこにあるのか。
- この問題はすでに医学部長会議で取り上げているが、大学全体の足並を揃えるため、学長の立場で検討しようという意味であろう。
- 医学部長会議の結論または中間意見をまとめて、それをどう受けとめるかを考えてもよい

のではないか。

- 医学部学生定員がいずれ問題になるので、これについて本委員会としての一応の見解を用意しておくことも必要であろう。
- 医学教育改善会議では、大学院問題を取り上げるのか。
- 医学教育改善会議で検討するのは主として卒前の医学教育であり、その関連で大学院問題を論議していただくことになろう。
- 「中間意見」に対する本委員会の意見をまとめるには、どこに焦点を絞るか決めなければならないが、医師数を減らすという「中間意見」は従来の延長線上で出た統計によるもので、医療の将来像が変化してゆくことを考えると、予測は仲々むずかしいと思う。
- 「中間意見」は医師数を減らそうという前提で取りまとめたものであり、これとは別箇に学長の立場で教育研究について総論的にまとめることを考えてはどうか。
- 厚生省は「中間意見」のあとどのようなアクションを起こすのか。
- 今のところ、厚生省はゆっくり問題を詰めてゆこうということで、最終的な結論を出す時期は明確にしていない。
- 昭和64年に医学部学生定員を減らさねばならぬというのはどの程度拘束力があるのか。
- そういう「中間意見」を提出したという事実はあるが、政府として実施を決めたわけではない。厚生省は関係団体の意向をききながら世論の動向をみて64年までに方針を決めるのではないか。
- 学生定員をフレキシブルに考えればよいと思う。将来、医師が不足する場合には学生定員を増やすこともあり得るし、医師が過剰になれば学生定員を減らすこともあると考えて

かどうか。

おおむね以上のような意見交換があったのち、本委員会委員を含めアンケート未回答の学

長に回答提出を再依頼し、そのアンケートの取りまとめを小委員会で行ったうえ、次回に継続審議することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和60年1月28日(月) 13:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 金子大学院問題特別委員会委員長
田中委員長
石田, 種瀬, 下沢, 森, 岸, 金森, 宮島, 藤沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日の審議については次のような順序で進めることにしたいと思うので、よろしくご協議を願いたい。

- 1) 大学院学生定員充足調べについて……各委員説明
- 2) 外国人留学生(大学院)の追跡調査について……宮島委員説明
- 3) 医・歯・薬の大学院の状況について……石田委員説明
- 4) 教養部と大学院との関係について……藤沢委員説明
- 5) 全体のまとめ方について……田中委員長説明

以上のように述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 旧設大学院の改善に関する報告書のまとめについて

(1) 大学院学生定員充足調べについて

これについて、次の順序で各委員よりそれぞれ配付資料を基に説明があった。

文学研究科……藤沢委員

法学研究科……種瀬委員

商学・経済学研究科……種瀬委員

理学系研究科……金森委員

これについて次のような意見の交換があった。

- 私立大学の文学博士というのは毎年かなり出ているようであるが、その数が分からないだろうか。
- いわゆる新制大学にはマスターコースまでしかない大学が多く、それらの大学からドクターコースを持っている大学に対し、マスターコース修了者を受入れてほしいとの要望があるが、この問題について本委員会としても調べておく必要があるのではなかろうか。
- できれば新設大学からの大学院進学者数もこの調査表に記入されておればよいと思うが、最近ではドクターコースのある大学では新設大学からの修士課程修了者を随分受け入れるようになってきている。
- 大学院へ進学しても就職できるという何の保障もない。そのようなことから、学部を卒業して就職できる者は殆ど就職してしまうので、修士課程は他大学からの進学者で占めら

れるというような情況が学科によってはみられる。しかしこれらについては調査はしていない。

○ 工学系の場合は、大学院への進学率はそれほど低いというわけではないが、ただその自身の構造については随分変わってきている。いわゆる純血度が極めて下がっているということが言えよう。最近の状況として目立って増えているのは留学生であり、その次が他大学からの進学者である。

○ 理学系も工学系と同じく次第にそのような傾向が現れている。

○ 現在、企業などでは修士課程の修了者を要求するという傾向が強い。これは、学部卒の学問のレベルが昔より低下しているからというわけではなく、修得すべき知識の量がかなり増えてきて、学部だけの4年間の修業年限ではこれを消化できず、修士課程の2年間を加える必要が生じてきたためである。このような情況は理系も工系も同じで、知識の積み上げを必要とする学問の場合はそのような傾向がみられる。

(2) 外国人留学生（大学院）の追跡調査について

これについて宮島委員より、配付資料を基に外国人入学者の推移、博士コースへの進学率、学位取得の情況等について説明があった。

これに関して次のような意見の交換があった。

- 留学生については国別の統計はあるのか。
- 国別の統計があるというわけではないが、九州大学について言えば、中国、韓国、台湾からの留学生が断然多い。それから農学部ではインドネシア、タイといった国からの留学生も多い。留学生の多い研究科というのは工

学系か農学系である。また、この傾向はいずれの大学でも同じようである。

○ 大学院の外国人学生の数を調べたところでは次のとおりである。

	(全体の数)	(国費学生数)	(私費留学生数)
49年	2,088人	763人	1,325人
54年	2,360人	1,016人	1,344人
59年	4,590人	2,022人	2,568人

これが10数年先には、留学生10万人を引受けるといわれており、そのうち3万人は国立大学が引受ける分であり、またそのうちの2万人が大学院学生であるということであるから大変なことである。

○ 留学生の中の私費学生についてであるが、実際に完全な個人負担という形の者はどれくらいいるのであろうか。

○ 国費留学生と言われている者は、日本政府が経費負担している者だけを指しており、相手国政府が全額経費負担していても、それは国費留学生とは言わず私費留学生として数えられている。このような分け方にも不自然なところがあるように思う。

(3) 医・歯・薬の大学院の状況について

これについて、石田委員より、配付資料を基に説明があり、特に医学部の臨床系大学院問題についてその矛盾点を指摘しておくべきであろうという意見が述べられた。

これについて、次のような意見の交換があった。

- 医学系の大学院の問題については、現在、大学基準協会の中の大学院基準分科会では、同分科会が出した案に対して各大学にアンケートをして意見を徴しているが、各大学の医学部の中にはこの案の趣旨に反対の意見もあるようである。

○ 葉・齒については、もう少し意見を聴取してからまとめるということにはどうか。

(4) 教養部と大学院との関係について

これについて藤沢委員より、配付資料を基に説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- 兼担講座の講座費はどれくらいであるのか。
- これは普通の講座の場合と変わりはない。
- この案では教養部の教官については述べられているが、大学の附置研究所の教官のことには何も触れられていないがそれでよいのかどうか。
- 例えば、理学研究科などでは研究所の部門が基礎となって学部と研究所が平等になって構成されているという立場からすると、理学研究科という中には両方の問題が含まれているものと解されている。しかし、研究所の問題はどのように扱えばよいか、まだはっきりとしているわけではない。

(5) 全体のまとめ方について

このことについて委員長より、配付資料「旧設大学院の改善について（案）」を基に次のように述べられた。

全体のまとめについて私の手許で取り敢えず配付資料にもみられるような案を作ってみたのであるが、最終的には、現在行っている現状調査を踏まえて取りまとめを行い、それを基に改善の提言をしたいと思っている。そこで、配付資料の3.「まとめと提言」のところにあるような10項目について、実現可能なものは実行してもらいように働きかけてはどうかと考えている。これまでに議論してきたことをまとめると、大体ここに挙げたような事項となるのではないかと考えられる。

以上の説明に関し次のような意見の交換があった。

- この「まとめ」については、これまでに議論されてきたことは必要最少限この中に取り入れて、データを基に現状を解析しその問題点を指摘して、提言をしてみてもどうかと思っている。
- 宿舎などの問題はこの委員会で強いて取り上げなくてもよいように思うが、もしこれを取り上げるとするならば、第7項のところでは第6項の「科学研究費申請資格」と一緒にまとめることにして、第6項には「奨学金制度」のことを入れることにしてはどうかであろうか。奨学金制度については、その受給条件を緩和した方向で検討してはどうかという意見が相当に強かったように感ぜられた。
- teaching asistant 制度のことをここの第5項で単独に提言しているが、この問題はそれほど重要な問題であろうか。
- 特別研究員制度が出来れば、その中に teaching asistant 制度の問題はカバーできるのではないかと考えられるので、むしろ第4項の「特別研究員制度の拡充」という柱を大きく考えていくことにしてはどうかであろうか。
- 第6項の「科学研究費申請資格」の問題であるが、ここでは科研費を申請する資格だけが問題なのか、あるいは大学院学生も研究者として取扱ってほしいということが問題なのか、そのいずれに重点があるのでしょうか。私としてはむしろ後者の方が重要なのではないかと考えられる。
- 大学院学生でも特別研究員になれば科学研究費申請の資格が得られることになるのであろう。

- 特別研究員になれば勿論その資格が出来るわけであるが、大学院学生全部が特別研究員となるわけではないのでなお問題がある。
- 大学院学生も研究者グループの一員として参加しておれば研究費も旅費なども出せると思われるのだが、現在は大学院学生は研究組織の中に加えられないことになっている。この辺にも問題があると考えられる。
- 大学院学生が“研究者”か“学生”かという問題は絶えず出てくる問題であるが、大学院学生について、もっと研究者という面を強く打ち出せるようにすれば、現在の制度によって束縛されている面も随分弾力化できるのではないかと考えられる。ただその場合、大学院学生にマイナスになるというような点はないであろうか。
- 第2項の「学位」の問題については、どういう点が問題となるのであろうか。
- 学位の問題についてはいろいろと問題はあがるが、現在特に問題とする点を挙げれば、論文博士というものを認めながらも課程博士という制度を今後一層進めてゆくにはどのようにすればよいかということがあがると思う。
- 社会人の中で論文博士を目指しているよう

な人を大学に受け入れて、課程博士として論文を提出できるような形にすれば、課程博士の制度の充実に役立つのではなからうか。

- そのようにするには、現在の制度ではまだ少しギャップがあり過ぎるように思う。工学系では現在“社会人の再教育”として大学に入学している社会人は、その殆どが「研究生」である。それを課程博士の中に繰り込むことは現状ではむずかしいのではなからうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より今後の進め方について次のように述べられた。

本日は旧設大学院の改善（案）の「まとめと提言」についてご意見をお伺いしたが、これらの意見を踏まえたくらうで、大体この案を基本にして取りまとめを行いたいと思う。そして、できれば3月中に一度文部省の関係官や文部省中の「大学院問題調査研究会議」の主査である飯島名古屋大学長などを交えて合同会議を開いてご意見を伺い、そのうえで最終的なまとめをしたいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和60年1月19日(土) 10:00~14:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

藤井, 山田, 小野, 井出, 天野, 小林, 猪, 丸井,

谷口, 永田, 松井, 池田, 添田, 田中各委員

(大学入試センター)肥田野副所長, 木村管理部長

(第15回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 中間報告案およびアンケート案の取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(59.12.27)において、入試改善に関するアンケート案およびこれに添付する参考資料の取りまとめ方について協議を行った結果、各大学宛アンケートについては取敢えず当面の具体的問題である「共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目について」および「受験機会の複数化について」の二点について意見を求めることとし、今後小委員会において参考資料と併せてこれらの取りまとめ作業をすすめてゆくこととしたが、一方その後、アンケートの実施について会長より、各大学・学部宛アンケートを行う前に先の二つの項目について各学長より個人的に意見を伺って、そのおおよその感触を掴んだうえで改めてアンケートすることとしてはどうかのご提案をいただいた。これについて本委員会にお諮りする時間の余裕がなかったが、去る1月9日付委員長名をもって各国立大学長宛「国立大学入学者選抜方法の改善に関する意見照会について(依頼)」を送付した。お手許にこれの回答状況を本日の段階で整理した集計表を配付しているのので、後ほどこの集計結果をもとに、大学・学部宛アンケートの取りまとめ方についてご意見を伺いたい。

ついで丸井小委員会委員長より、小委員会の審議状況について次のように報告があった。

去る1月12日に開催した小委員会において、入試改善に関するアンケート案およびこれに添付する参考資料の取りまとめ方について協議を行った結果、各大学・学部宛アンケートを実施することについて、大学入学者選抜方法の改善について本委員会の意見を「中間報告」として取りまとめ、これを付して各大学より意見を徴することにはどうかということになった。そして、この取りまとめを行うについて、小委員会に二つのワーキンググループを設けて(第1作業グループ=松田委員長、丸井小委員長、小野、添田、天野、小林各委員で構成し、主として基本問題を扱う。第2作業グループ=松田委員長、丸井小委員長、松井、永田各委員で構成し、具体的・技術的問題を扱う。)作業をすすめてゆくこととした。

そして、昨18日に開催した小委員会には、会長より中間報告の私案が提出され、これを基に中間報告案の取りまとめについて協議した結果、これをたたき台に今後、同案の取りまとめをすすめてゆくこととした。お手許配付がその中間報告案であり、これについて後ほど会長より説明を伺ったうえこれに対するご意見を頂戴することにした。

なお、中間報告案およびアンケート案取りまとめの今後のスケジュールについては、理事会が来る2月28日に開催を予定されているので、

それまでに両ワーキンググループにおいてこれの取りまとめを行ったうえ同26日に本委員会を開いて更に検討を加えて委員会案を固め、これを理事会に提出することとしたい。

以上のように、入試改善に関する検討のその後の進展状況およびこれの今後のスケジュールについて報告があったのち、会長より、「中間報告案」について配付資料をもとに説明があり、また、関連して、受験機会の複数化について丸井委員より、同委員作成の資料について説明があった。

以上の中間報告案についての説明に関し種々意見が交されたほか、アンケートの実施時期等についても意見が交された。その結果、「中間

報告(案)」について、これをたたき台として検討することを了承し、これに基づき来る2月28日開催予定の理事会を目処に入試改善に関する中間報告案およびアンケート案の取りまとめを小委員会のワーキンググループおよび本委員会ですすめてゆくこととなった。

以上をもって本日の会議を終了し、今後の会議日程を次のとおり定めて閉会した。

小委員会(第1作業グループ) 2月2日(土)
10:00~14:00

小委員会(第2作業グループ) 2月9日(土)
10:00~14:00

小委員会 2月16日(土) 10:00~14:00

本委員会 2月26日(火) 13:30~16:00

(第16回) 入試改善特別委員会

日時 昭和60年2月26日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
松田委員長
藤井, 山田, 小野, 井出, 天野, 小林, 猪, 飯島,
丸井, 谷口, 永田, 松井, 池田, 添田, 田中各委員
(大学入試センター)肥田野副所長, 木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、入試改善に関する中間報告案の取りまとめについてご協議いただきたいと考えるが、本題の協議に入る前に、臨時教育審議会の第4部会における最近の審議状況について同審議会第4部会長をされている飯島委員よりお話をお伺いすることとしたい。

これについて、飯島委員よりおおむね次のような説明があった。

臨時教育審議会第4部会では、その後引続いて中等教育と高等教育の接続を課題に審議をす

すめ、ており去る2月20日、21日の両日に合宿を行って、入試改善に関してこの1月以来、専門家、学識経験者、さらにマスコミ関係、リクルート方面からも聴取した意見等を整理し、大学入試制度を中心に集中審議を行った。これを踏まえて今後、さらに関係諸団体より意見聴取を行って、大学入試改善案を盛り込んで部会案を取りまとめたいと考える。

本部会における入試改善についての大筋の考え方としては、共通第1次学力試験について、その利用の弾力化を図り、国・公立大学に加え私立大学をも含めて各大学が自由にこれを利用

できるような形に変えてゆくべきではないかという意見が強い。また、国立大学への受験の機会について現在1回に限られているのを2回の機会を与えるようにすべきではないか、という意見が強い。しかし、これの実現には、大学入試センターの位置づけを再検討する必要があることのほか、試験の教科目数のことや試験の実施時期等種々検討を要するといった問題点がある。

以上が第4部会における大学入試改善に関する審議の概況であるが、審議会全体の今後の審議スケジュールとしては、4月初旬を目処に「審議経過の概要」を取りまとめてこれを公表し、これに対する各方面からの意見を踏まえて第1次答申を取りまとめるうえ5月末乃至6月初めに総理大臣宛これを提出する段取りとなっている。

概略以上のような説明があったのち、本日の議事に入った。

〔議 事〕

◎ 中間報告案およびアンケート案の取りまとめについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(1.19)において平野会長より提出された「中間報告(案)」について検討を行った結果、これをたたき台として検討することを了承し、これを基に中間報告案の取りまとめを行うこととなった。そしてその後、2月2日(土)および2月9日(土)に開催したワーキンググループ、2月16日(土)および本日午前開催の小委員会において原案を基に種々検討修正を加えながら中間報告案の取りまとめを行った。その結果取りまとめられたのが、配

付の「中間報告案(第4次稿)」であり、本日はこれについてご審議いただいたうえ本委員会案を取りまとめることとしたいので、よろしくお願ひしたい。

なお、この案中、いわゆる職業科出身受験者に対する試験科目の取扱い等の措置については別途考慮することとしているが、これについては第2常置委員会小委員会と同委員会の下部組織である「入試教科目改訂専門委員会」の合同会議で検討を行って詰めてゆくことにしたいと考えてである。

なお、先に各大学長個人宛「共通第1次学力試験の教科数」および「第二次試験の試験期日」についてアンケートを実施(1月9日付「国立大学入学者選抜方法の改善に関する意見照会について(依頼)」)したが、その後前回の委員会における意見に基づき、更に「受験機会の複数化」について学長個人宛追加アンケートを実施した。お手許の資料はこれの回答状況を本日段階で集計整理したものであり、これをご覧のうえアンケートに関してもご意見を伺うことといたしたい。

以上のように述べられたのち、「中間報告案(第4次稿)」について逐条的に審議が行われ、関連して、アンケートの設問項目およびこれの実施時期について意見交換があった。

その結果、「中間報告案」について若干修正意見があり、これをもとに字句の修正を施して「入試改善特別委員会中間報告案」として成案を取りまとめることとした。そして、明後日開催される理事会にこれを諮って了承を求めたうえ、来る3月18日に本委員会を開催し、各大学宛実施する入試改革に関するアンケート案の最終的な取りまとめをして、これを持回りによる理事会に諮ったうえ「中間報告」を添えて各大

学宛送付し、改革案に対する意見を聴取することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回本委員会 3月18日(月)10:00~14:00

打合せ会 3月17日(日)14:00~

(竹橋会館)

(第17回) 入試改善特別委員会

日時 昭和60年3月18日(月) 10:00~14:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

藤井、山田、小野、井出、天野、丸井、谷口、
永田、松井、池田、添田各委員

(大学入試センター)肥田野副所長、木村管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

◎ 大学入学者選抜方法の改善に関するアンケート案および参考資料について

初めに委員長より次のように述べられた。

去る2月28日開催の理事会において、過般本委員会に取りまとめた「入試改善特別委員会中間報告(案)」(第5次稿)について報告し、これの大綱について了承が得られたので、これに基づき、昨日拡大小委員会を開催し、各国立大学宛入試改革に関するアンケート案を作成するとともに、中間報告を補足説明するための「参考資料(案)」の取りまとめ等についてご協議いただいた。本日はこれをもとに本委員会としてアンケート案および「参考資料」を取りまとめたいと考えるが、当日の小委員会に私は所用で欠席したため、丸井小委員会委員長よりその審議状況についてご説明いただいたうえアンケート案および「参考資料」の取りまとめについて協議を行うこととしたい。

ついで丸井小委員長より概ね次のような説明があった。

昨日の日曜日、平野会長も出席され、小野、添田、永田、松井の各委員と私の6名により拡

大小委員会を開催し、入試改革に関するアンケート案の作成について原案をもとに検討のうえこれを取りまとめるとともに、中間報告の補足説明資料として中間報告と併せてアンケートに付することになっている「共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目についての説明書」の取りまとめに関し協議した。配付のアンケート案はその結論にもとづき作成したものであり、また、「入試改善特別委員会中間報告における共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目についての説明書(案)」は、昨日の協議における意見を踏まえて松井委員が作成したものである。なお、本日の審議と関連し、受験機会の複数化に伴う試験実施のスケジュールや実施上の問題点について検討する必要があるのではないかという意見があり、これについて資料を用意しているので、後ほど、これについてのご意見もお伺いしたい。

以上のような説明があったのち、協議に入り、初めに「入試改善特別委員会中間報告における共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目についての説明書(案)」について松井委員より説明があり、これについて審議が行われた。その結果、若干字句修正を施したりえ、これを了承した。

ついで、「アンケート案」の内容について永田委員より説明があり、これについて審議を行うとともに、アンケートの実施スケジュールについて協議を行った。その結果、若干修正を施したうえ「アンケート案」を了承し、これを直ちに持回りによる理事会に諮って了承を得たうえ、来る5月20日(月)回答締切りをもって

「中間報告」および「参考資料」を添えて各大学宛送付することとした。

最後に受験機会の複数化に伴う入試実施スケジュールおよび実施上の問題点について、丸井小委員長より配付資料をもとに説明があり、これについて若干意見が交わされて、本日の会議を終了した。

特別会計制度協議会

日時 昭和60年1月24日(木) 14:00~15:30

場所 文部省5B会議室

出席者 (文部省側)

佐野、宮地、大崎、西崎、佐藤(談)、坂元各委員
石井審議官、横瀬人事課長、前畑企画課長、佐藤(禎)大学課長、佐藤(次)研究機関課長、篠塚計画課長、工藤会計課副長
(国大協側)

平野、松田、沢田、諸星各委員

宮野、前田、築坂、石塚各専門委員

平野議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のように挨拶があった。

本日は文部省から昭和60年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申し越しがあったので、ご参集をお願いした。

今回の60年度予算の決定にあたっては、厳しい財政事情の下で文部省が種々ご努力とご苦勞を重ねられたことに対しこの機会に厚くお礼申し上げる。

ついで佐野事務次官より挨拶があって協議に入った。

〔協議〕

◎ 昭和60年度の予算について

初めに坂元会計課長より、配付資料「昭和60年度予算額総表」を基に、国の財政全般の状況および国立学校特別会計予算を取り巻く環境について説明があり、ついで配付資料「昭和60年

度特別会計予算額総表」に基づき、前年度比の増減の状況について説明があった。

次に配付資料「文部省所管一般会計予算使途別の構成」を基に、文部省関係予算のうち人件費の割合がこのところ毎年膨らむために文部省の政策的経費(補助金、科研費、施設費、貸付金、出資金等)の部分が年々圧縮されてきている状況について説明があった。

ついで宮地高等教育局長より、高等教育局の昭和60年度予算の全般について配付資料「昭和60年度予算案の概要」及び「昭和60年度国立大学入学定員増加予定数」を基に説明があった。

なお関連して、臨時教育審議会第一部会で高等教育の現状と高等教育の改善について文部省より説明した資料「高等教育の改善について」についての紹介があった。

続いて大崎学術国際局長より、学術国際局の昭和60年度予算案の概要について配付資料「昭

和60年度予算案重点事項」を基に説明があった。

最後に佐藤文教施設部長より、文教施設部の昭和60年度予算案の概要について配付資料「昭和60年度概算査定」および「国立学校施設の整備」を基に説明があった。

以上のほか、定年制度施行に伴う退職者の不補充処置の結果および技術専門官制度についての人事院との折衝の状況について横瀬人事課長より説明があった。

以上の説明に関して、主として次の事項につ

いて質疑応答や意見の交換が行われた。

- 特別研究員制度の運用について
- 定年制度施行に伴う退職者の不補充問題について
- 一般会計よりの繰り入れ額の減少に伴う特別会計の対応について
- 臨時増募に伴う教官措置について
- 教官（特に助手）の待遇改善について
- 研究技術専門官制度の対応について

おおむね以上のような事項について協議が行われ、本日の議事を終了した。

就学年齢引き下げの問題

大畑 莊一

(岩手大学人文社会科学部教授)

三つ子の魂百まで

英国のパートランド・ラッセル教授は「道德教育は6歳までに完成する。小学校や中学校において、道德教育が必要になるのは、この幼児時代における教育の欠陥、間違いを是正し、補足する意味しかもっていない」とまで極言して、この時代の教育が、いかに重要であるかを強調している。人間の人格の中心部分は情操であって、その情操を決定するのは、この時代の教育である。いわば「三つ子の魂百まで」といわれるように決定的な意味を含んでいるものと考えてもよいであろう。青少年期において、自我の目覚めが狂い、非行的行為に走ったり、ノーマルな精神を持ち得ないのは、主としてこの時代、つまり幼児教育のどこかに欠陥がある場合が多いのである。

ハーバード大学のグリック教授は、かつて青少年犯罪に関する大掛りな実地調査から得た統計資料と、現代の統計学とを応用して、「潜在非行少年は、6歳ぐらいで予測できる」という結論を出して大きな反響を呼んだが、これは90パーセントの的中率を示しているということである。この調査の基準は、幼児期の教育と環境を基礎としている。この時期になすべき教育がなされぬと、あとの教育が、このことを取り返すのに何倍分の努力と困難とを要する結果となる。この大切な時期を、不完全で無計画な家庭の幼児教育にゆだねるよりも、学校にゆだねて完全な教育をした方が望ましいわけである。

科学の進歩に合わせ

米国内でも、児童の就学年齢を現行の6歳から4歳に引き下げるべきであると発表して注目された大統領がいたが、その第一の理由として、現行の教育制度では、今後の科学や知識が、無制限に進歩することを考えると不十分であることを指摘している。

いうまでもなく、学校というところは、子供たちを教育するために意図的・計画的につくられた施設であり、そのために教師という教育の専門家により、多くの子供を集めて、教育が画一的に行われ、計画的に実施される場所であるから、各家庭において無計画に、しかもバラバラな幼児教育よりも、はるかに教育的効果が上げられるであろう。

英国では、だいぶ以前から、5歳から義務教育に就かせており、一般に西欧諸国では今日、就学年齢の引き下げが真剣に検討されており、特にノルウェー、スウェーデン、フィンランド等の北欧では、実現は既に時間の問題とされている。現代の心理学、教育学、あるいは医学的の見地よりみると、就学年齢の引き下げは、至極当然と考えられる。

自制力、忍耐力を養う

しかし、実施の面においては、設備や通学、その他の点において問題はあるであろうが、就学年齢が現今の6歳では遅過ぎると思われる。

思うに、礼儀作法や公衆道徳は、なんといっても、幼少のときから、家庭や学校で厳しいしつけによって教えられなければならないのである。この基本的なしつけを、ほったらかしにしておいて、大学の数や、学生数を毎年増加させて、教育の普及率や、就学率は世界の最高水準に近いといったところで、それは自慢にはならないであろう。日本の就学率は世界でもトップレベルにあるといわれながら、他面、非行青少年も、それに劣らず高位にあることは、その不完全な教育を証明しているのではあるまいか。

非行に陥りやすい少年少女の性格の共通した点は、衝動を抑える自制力と忍耐力の欠如である。はがゆいくらい気力と根性がないのが問題児の正体であるが、これは幼児教育に重大な手ぬかりがあったものであり、つまり幼少のときからのしつけや訓練が不充分であったために、青少年期における自我の目覚めが狂うのである。従って幼少時代に厳格なしつけをして、自己の欲求を正しくコントロールできるように訓練することが大切である。

6歳では遅過ぎる

例えば、麦を育てる場合に、忘れてならないのは、麦踏みである。これは芽がある程度伸びたとき、人間でいえば、ちょうど幼少の時期に当たるが、これを踏んだり、土を掛けたりして根を定着させ、いわば訓練する。これを怠ると、伸び放題に伸びて、肝心の穂が充分に実らず、収穫がごく少なくなってしまう。

日本の家庭では、小さいときは子供を甘やかし、子供の気に入るようなことばかりして、大きく成長してから締めつけようとする。しつけの理論からすれば、全く逆のことをしている親たちが意外に多い。

就学前の子供の教育のハンディは、就学後の教育が、これを取り返すのに要する努力と困難とは想像以上のものがあり、改めて幼児教育の重要性を痛感するものである。将来、科学的知識が驚異的に進歩を遂げることを含めて考えると、現在の6歳就学はどうみても遅過ぎると思うのは私の偏見であろうか。私には就学年齢の引き下げは時代の要請と考えるのであるが、臨時教育審議会では、この問題を棚上げにしているのは、なんとしても納得しかねる次第である。

諸 会 合

昭和60年1月～4月

- 1月11日(金) 14:30 大学院問題特別委員会小委員会(新設)
- 1月12日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 1月18日(金) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 1月19日(土) 10:00 入試改善特別委員会
10:00 大学のあり方の検討小委員会
- 1月23日(水) 13:30 第6常置委員会
- 1月24日(木) 14:00 特別会計制度協議会
- 1月28日(月) 13:00 大学院問題特別委員会小委員会(旧設)
- 1月30日(水) 10:30 大学財政小委員会
- 1月31日(木) 13:30 教員養成制度特別委員会小委員会
- 2月2日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会(第1作業グループ)
- 2月6日(水) 13:30 第3常置委員会小委員会
- 2月9日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会(第1作業グループ・第2
作業グループ合同会議)
- 2月14日(木) 13:30 臨教審問題懇談会
- 2月15日(金) 13:30 第4常置委員会
14:00 入試問題についての懇談会(公大協)
- 2月16日(土) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 2月18日(月) 13:30 第5常置委員会
- 2月19日(火) 14:00 医学教育に関する特別委員会
- 2月22日(金) 17:00 入試問題についての懇談会(高校長協会)
- 2月23日(土) 10:00 第2常置委員会
- 2月26日(火) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
13:30 入試改善特別委員会
- 2月27日(水) 14:00 第1常置委員会
- 2月28日(木) 13:00 理事会
- 3月6日(水) 10:00 大学のあり方の検討小委員会
- 3月12日(火) 14:00 第2常置委員会小委員会・入試教科目改訂専門委員会合
合同会議
- 3月13日(水) 13:30 大学院問題合同会議
- 3月15日(金) 14:00 第4常置委員会小委員会
- 3月17日(日) 14:00 入試改善特別委員会小委員会
- 3月18日(月) 10:00 入試改善特別委員会
- 3月19日(火) 13:30 大学院問題特別委員会小委員会(新設)
- 3月20日(水) 10:00 大学のあり方の検討小委員会
- 3月22日(金) 13:00 アメリカ州立大学協会学長団の訪日に関する打合せ会
- 3月27日(水) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
- 3月29日(金) 10:00 大学のあり方の検討小委員会
- 4月4日(木) 14:00 入試実施方法検討合同委員会
- 4月6日(土) 10:00 大学のあり方の検討小委員会
- 4月12日(金) 14:00 第1常置委員会
- 4月19日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
- 4月26日(金) 10:30 第6常置委員会小委員会
13:30 第6常置委員会

予 算 等

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出追加予算（案）

昭和60年 2月28日理事会
昭和60年 6月第76回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	改訂予算額	摘 要
歳 入 の 部	千円 142,250	千円 1,420	千円 143,670	
会 費	127,056		127,056	
預 金 利 子	1,100		1,100	
雑 収 入	9	1,420	1,429	「大学における教員養成」頒布収入 その他
前 年 度 繰 越 金	14,085		14,085	
歳 出 の 部	142,250	1,420	143,670	
1. 事 業 費	73,150	1,420	74,570	
(1) 総 会 費	3,500		3,500	
(2) 役 員 会 費	500		500	
(3) 委 員 会 費	3,000		3,000	
(4) 会 報 発 行 費	3,600		3,600	
(5) 調 査 研 究 費	4,000		4,000	
(6) 会 議 旅 費	47,000	920	47,920	当初予算では不足のため追加計上したい
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50	500	550	「大学における教員養成」刊行頒布のため、当初予算に不足を生じたので追加計上したい
(8) 通 信 費	1,500		1,500	
(9) 特 別 事 業 積 立 金	10,000		10,000	
2. 事 務 費	64,200		64,200	
(1) 諸 給 与	49,200		49,200	
(2) 備 品 費	1,000		1,000	
(3) 借 用 料	1,300		1,300	
(4) 消 耗 品 費	500		500	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,600		2,600	
(6) 庁 用 諸 費	4,200		4,200	
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,400		3,400	
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000		2,000	
3. 予 備 費	4,900		4,900	

(追加予算を要する理由) 歳入予算の「雑収入」の科目で歳入増があり、又歳出予算の「会議旅費」及び「図書・資料頒布費」の科目で予算不足を生じるので、これらの科目の歳入歳出予算を追加する必要がある。

昭和60年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

昭和60年2月28日理事会
昭和60年6月第76回総会

（前年度予算額には追加予算額を含む）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 引 増 減	摘 要
	千円	千円	千円	
歳 入 の 部	127,460	143,670	△ 16,210	
会 費	123,651	127,056	△ 3,405	95大学会費
預 金 利 子	1,200	1,100	100	定期・普通預金利子
雑 収 入	9	1,429	△ 1,420	
前 年 度 繰 越 金	2,600	14,085	△ 11,485	
歳 出 の 部	127,460	143,670	△ 16,210	
1. 事 業 費	63,450	74,570	△ 11,120	
(1) 総 会 費	3,500	3,500	0	総会・事務連絡会議各2回の会場費その他諸経費
(2) 役 員 会 費	500	500	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,800	3,000	△ 200	常置委員会・特別委員会等会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,600	200	年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	3,500	4,000	△ 500	
(6) 会 議 旅 費	48,000	47,920	80	総会・理事会・常置委員会・特別委員会等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	50	550	△ 500	
(8) 通 信 費	1,300	1,500	△ 200	
(9) 特 別 事 業 積 立 金	0	10,000	△ 10,000	
2. 事 務 費	62,800	64,200	△ 1,400	
(1) 諸 給 与	50,700	49,200	1,500	職員12人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	200	1,000	△ 800	
(3) 借 用 料	1,400	1,300	100	
(4) 消 耗 品 費	500	500	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,500	2,600	△ 100	職員通勤費及び事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,000	4,200	△ 2,200	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,500	3,400	100	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000	2,000	0	
3. 予 備 費	1,210	4,900	△ 3,690	

要望書及び資料

勤労学生控除制度について（要望）

昭和59年11月28日
国立大学協会会長
平野 龍一

昨年10月に税制調査会から、勤労学生控除制度の廃止を示唆する「中間報告」が政府に提出された際、国立大学協会は同年11月16日、この制度の存在意義とその果たす役割とに鑑み、関係当局に対してその存続と改善とを強く要望したところである。

「勤労学生の生活の実情も変っている」（同中間報告）とはいえ、近年における学生生活費の上昇のもとで働きながら勉学を続ける勤労学生にとって、生活及び修学上の経費の増大は益々大きな負担となっている。教育の場にある者としては「中間報告」のいうように「既にその（勤労学生控除制度の）存在意義はなくなったもの」とは到底考えられない。国の財政緊縮の一環としてこの制度を廃止する施策をとることは、多くの真摯な勤労学生を経済的に苦境に陥れるばかりでなく、教育の機会均等の確保を国側から危うくするものといわなければならない。

このようなことから国立大学協会としては、現制度を存続するのみならず、更に収入限度額及び控除額を引上げる等の改善を図ることこそが必要であると考ええる。

ここに重ねて、この制度の存続と改善とについて切に要望する次第である。

昭和60年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について（通知）

各国立大学長 殿

昭和60年 3月28日

国立大学協会会長
平野 龍一

昭和60年度大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始時期等については、既に文部省大学局長からの通知（昭和60年2月27日付文大生第110号）によりご承知のように、本年1月28日及び2月12日開催の大学及び高等専門学校関係11団体による「就職問題懇談会」において協議の結果、昭和54年1月24日に行われた申合せ（別紙1）により就職事務を行うことが、また企業と大学・高等専門学校の間の求人・求職事務については昨年同様「別紙2」により措置することが決定されました。それと共に、10月1日以前の企業研究のための「OB訪問」等の取扱いについても、「別紙3」のとおり決定されました。

上記の決定にあたっては、各大学・高等専門学校団体間で、過去の経緯、現在の実情等について慎重な検討を行い、また本協会においてもその経過をふまえ、第3常置委員会ならびに理事会において

審議のうえ取り決めた次第でありますので、ご了承の程お願いいたします。

一方、企業側においても、大学側との緊密な連携の下に、中央雇用対策協議会（労働省を除く）において、大学卒業予定者の採用選考開始時期等について、大学関係団体の申合せと同じ内容の申合せが行われております。（別紙4）

さらに、国家公務員の採用事務についても、各省庁人事担当課長会議において、「別紙5」の申合せが行われております。

については、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙申合せに関し趣旨ご了承のうえ、大学教育の適正な実施のため、この申合せを順守され、早期の就職活動を行わないよう、学内教職員に対してはもちろん、学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をお図り下さるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、就職の機会均等の見地より、学生が就職にあたって、本人の資質・能力に関係のない理由により差別を受けることのないよう、企業への働きかけ等の措置を講ぜられるとともに、特に同和地区の卒業予定者の就職に関しては、文部省大学局長通知（55.10.7文大生第241号及び58.11.14文大生第236号）ならびに本協会会長通知（56.2.26国大協総第11号及び58.12.7国大協総第130号）の趣旨をふまえて、適切な就職指導及び就職事務が行われるよう、格別のご配慮をお願いいたします。

別紙 1

昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

大学及び高等専門学校の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたところであり、当分の間、昭和54年度以降の大学及び高等専門学校卒業予定者については、卒業前年の10月1日求人（求職）のための企業と学生の接触開始、同じく11月1日選考開始の線で就職事務を行うことを申し合わせる。

昭和54年1月24日

国立大学協会会長	向 坊 隆
公立大学協会会長	高 木 健太郎
日本私立大学連盟会長	村 井 資 長
日本私立大学協会会長	中 原 実
私立大学懇話会会長	桜 井 和 市
国立短期大学協会会長	畑 敏 雄
全国公立短期大学協会会長	林 秀
日本私立短期大学協会会長	公 江 喜市郎
国立高等専門学校協会会長	岡 野 澄
公立高等専門学校協会会長	高 月 龍 男

別紙 2

昭和61年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校との間の求人求職事務について

昭和60年2月12日

1 求人票等の大学・高等専門学校への送付

企業は、求人票、求人要項、会社説明会開催通知文書（10月1日以降開催するものであること。）、次の事項を記載した印刷物を、卒業前年の8月1日（到着主義）以降大学・高等専門学校へ送付するものとする。

- ① 採用予定人員
- ② 採用予定者に係る初任給その他の労働条件
- ③ 選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等の採用方法

2 求人内容の提示

上記1の資料を学生に対して提示するのは、卒業前年の9月10日以降とする。

3 大学・高等専門学校作成の就職応募書類の提出時期

成績証明書、卒業見込証明書、推薦書、健康診断書等の大学・高等専門学校の作成する就職応募書類の企業側への提出時期は、卒業前年の10月15日以降とする。

別紙 3

10月1日以前の企業研究のための「OB訪問」等の取扱いについて

- 1 企業研究とは、学生が企業選択の参考にするため会社案内等の企業関係資料により企業に関する情報収集を行い、自己の能力・適性に適合する企業を研究することをいうが、10月1日以前に企業研究という名の下に会社等に就職している大学のOB訪問等が活発に行われ、それが就職協定の遵守を図っていくうえで問題となっている。
- 2 学生が、OB訪問等の名目の下に10月1日以前に直接企業を訪問することは、企業の人事担当者あるいはその意向を受けたOB等との接触により事実上の面接選考に結びつきやすい面があるため、これが行われることは就職秩序を混乱させるおそれがある。また、大学、企業の地域的な配置やOBを持たない大学、企業もあることを考慮すると、就職の機会均等と公平性が損なわれるという問題もある。さらに、企業側からも、10月1日以前のOB訪問等は10—11協定を事実上形骸化するものである、あるいは、OB訪問等に來た学生の対応で日常業務に支障を來す等の批判がある。
- 3 このような問題点があることを考慮すれば、今後とも就職協定を遵守することにより大学等卒業予定者の就職秩序を維持していくためには、10月1日以前の企業研究については大学等が収集した資料によって行うこととし、大学側としては、学生に対して、大学のOB等企業関係者の人媒体を通じた企業研究を奨励することは自粛することとする。また、企業側にも、このことへの理解と協力を求めることとする。

別紙 4

昭和59年3月以降の大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申合せ

昭和57年12月15日
中央雇用対策協議会

昭和59年3月以降の大学卒業予定者の採用選考開始期日等については、次のとおりとする。

- 1 会社訪問開始 卒業前年の10月1日
- 2 採用選考開始 卒業前年の11月1日
- 3 細則は設けない

以上のことを、中央雇用対策協議会で申し合わせるが、この申し合わせに労働省は加わらない。

以上

別紙 5

求人・求職秩序の維持について

昭和59年3月28日
各省庁人事担当課長会議申合せ

- 1 求人求職秩序の維持のため、いわゆる10—11協定に協力する。
- 2 このため、選考開始日は、11月1日であるとの認識の下に10月1日前の学生のOB訪問及び10月1日以降の官庁訪問に対しても協定の趣旨に沿った対応をするものとする。

そ の 他

■学長等の異動

○学長の交代	(前 任)	(新 任)
東京大学	平野 龍一	森 亘
東京農工大学	諸星静次郎	喜多 勲
横浜国立大学	野村 正七	横山 亨
富山大学	柳田 友道	大井 信一
大阪教育大学	田中 敏隆	西田 文夫
広島大学	頼実 正弘	沖原 豊
香川大学	幡 克美	木村 等

○役員の交代	(前 任)	(新 任)
会 長	平野 龍一	沢田 敏男
副会長	沢田 敏男	山村 雄一

○委員長の交代	(前 任)	(新 任)
第4常置委員会	諸星静次郎	黒木剛司郎

○委員の交代	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	桐栄 良三	近藤 良夫
図書館特別委員会	大川 政三	川井 健
〃	裏田 武夫	山崎 弘郎
教員養成制度特別委員会	岩下新太郎	小松 教之
特別会計制度協議会	諸星静次郎	黒木剛司郎

○委員の委嘱	
特別会計制度協議会	山村 雄一

○委員の解嘱	
教養課程に関する特別委員会	久保 彰治

○専門委員の委嘱	
第1常置委員会	宮野 禮一 (東京大学事務局長)
〃	久保庭信一 (京都大学事務局長)

第3常置委員会

石井 久夫 (大阪大学事務局長)

第4常置委員会

小島 圭二 (東京大学教授)

第4常置委員会

中條利一郎 (東京工業大学教授)

//

森嶋 和次 (東京大学庶務部長)

第5常置委員会

光田 明正 (東京外国語大学事務局長)

図書館特別委員会

田中 久文 (東京大学附属図書館事務部長)

//

今村慶之助 (筑波大学附属図書館事務部長)

○臨時専門委員の委嘱

大学のあり方の検討小委員会

山野 俊雄

■寄贈図書

大学と学生 2月号, 3月号, 4月号 (文部省)

大学の国際交流の促進に関する調査研究 昭和59年3月 (研究代表者; 嘉治元郎)

// 研究成果報告書別冊 昭和59年10月 (//)

大学論集 第13集 1984年 (広島大学)

教員養成系大学・学部における就職状況に関する調査報告 (香川大学)

高等教育機関の地域別配置のあり方に関する調査報告書 昭和59年3月 (日本開発構想研究所)

大学進学問題についての調査報告書 (私学教育研究所)

大学時報 (日本私立大学連盟)

学生生活研究 1984年度 (民主教育協会)

学校教員統計調査報告書 58年度 (文部省)

大学における専門教員の問題点 専門教育研究委員会中間報告 (大学基準協会)

高等教育研究紀要 第4号 (高等教育研究所)

奈良女子大学教育学年報 第3号 (奈良女子大学)

筑波フォーラム No. 23 (筑波大学)

学士会会報 No. 767 (学士会)

会報 第54号 (大学基準協会)

大学基準協会基準集 (大学基準協会)

九州大学教育学部紀要 第30集 (九州大学)

保健体育科目に関するアンケート調査報告書 昭和60年3月 (関西大学)

臨時教育審議会審議経過の概要 (その2) (臨時教育審議会)

入学者選抜方法研究委員会報告書 昭和59年12月 (京都工芸繊維大学)

外国大学における日本研究 1985年1月 (広島大学)

専門教育成立に関する公文関係史料（広島大学）

日本の大学教育の現状・課題・展望（広島大学）

入学者選抜方法研究委員会報告書（鹿児島大学）

職業高校生についての大学入試の位置づけ（富山大学）

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
 - 第2 // (学科課程・入学試験等)
 - 第3 // (学生の厚生補導)
 - 第4 // (教職員の待遇改善)
 - 第5 // (大学間の協力)
 - 第6 // (大学財政・学費)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

編集後記

- * 爽やかな新緑の季節も過ぎ、うっとうしい梅雨の候となりました。各大学におかれては概算要求の編成等何かとご多忙のことと存じます。当方は6月総会を控え目下その準備に追われております。
- * 行政改革，教育改革の気運が高まりをみせている時勢の下にあって大学に関わる問題も多事となり，当協会もその対応に何かと多忙な昨今です。
- * 本号の「巻頭言」には，天野東京水産大学長の“肩書きは百姓”をご寄稿いただき，また鈴木東京外国語大学長には，昨年招待したイギリス国大学長の来日に関する報告をお寄せいただきました。ご多忙のところご執筆くださった両先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。（R）

雷いかづちがくる電が打つわが窓に

竜石

会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

昭和60年6月15日 印刷
昭和60年6月18日 発行（非売品）

会 報 第108号

（第35巻第2号 通巻第108号）

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂